

## **〔資料6〕制度改善事業関係資料**





## 資料1

**勧誘規制の見直しに伴う主務省Q&A  
及び自主規制ルールに関する説明会**

日本商品先物振興協会  
日本商品先物取引協会

日 時：平成27年6月12日（金） 午前9時15分～11時45分

場 所：マツダ八重洲ビル9階マツダホール  
(東京都中央区八丁堀1-10-7)

議 題：【第1部】 主務省Q&Aについて／農林水産省・経済産業省

【第2部】 受託契約準則の改正について／株式会社東京商品取引所

【第3部】 自主規制ルールの改正について／日本商品先物取引協会

① 「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」の改正  
② 不都合行為者制度の見直し  
③ 紛争処理規程等の改正・紛争仲介制度の周知

## 【配付資料】

資料1 【省令・監督指針・Q&A関係】

資料2 【準則・留意事項・各種書面関係】

資料3 【その他自主規制に係る措置関係】

以 上

1. 「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の主要改正箇所の対比表 ······ 1
2. 商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に関する意見公募の結果について (不招請勧誘規制に係る見直しに関するもの) ······ 10
3. 商品先物取引法施行規則第102条の2第2号及び第3号に基づく 勧誘行為に関するQ&A ······ 22

「商品先物取引法施行規則」と「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の主な改正箇所の対比

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備考
<p>第1条 (略) 一～三 (略)</p> <p>四 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第1条の6第5号及び第102条の<u>2</u>第1号ハを除き、以下同じ。） 五～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>II-4-3-1 勧誘等における禁止事項</p> <p>(5) 不招請勧誘の禁止（法第214条第9号）</p> <p>② 不招請勧誘の禁止の内容</p> <p>上記①イ又はロに掲げる商品取引契約の締結の勧誘を要請していない個人顧客に対し、「訪問し、又は電話をかけて」当該商品取引契約の締結の勧誘（商品取引契約の締結を目的とした勧誘受託意思の確認や適合性の確認を含む一切の行為をいう。以下この(5)において同じ。）をすることは、規則第102条の2に規定する行為を除き、許されない。勧誘の要請とは、顧客が業者に対して自らに対して勧誘を行うことを明確に求めることを指し、例えは、一般的の事項に関する照会や、取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が勧誘の要請を行ったとみなすことにはできない。</p> <p>また、法第214条第7号に基づく勧誘を受ける意思の確認及び規則第102条の2第2号又は第3号に基づく説明を行う前に、顧客に対して勧誘を行うことは、法第214条第7号に基づく勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定及び同条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。さらに、顧客から勧誘の要請があつた場合でも、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があつたと考えられない場合には、法第214条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。</p> <p>③ 不招請勧誘の禁止に抵触しない事例</p> <p>法第214条第9号は、個人顧客に対し「訪問し、又は電話をかけて」勧誘するこ</p>	<p>(ハ) ブコメ回答：34番、35番、36番、37番</p>

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備 考
	<p>とを禁じる規定であることから、例えば、ダイレクトメールを個人顧客に対して送付する行為は、本規定との関係では妨げられない。また、顧客から来店又は電話をかけて勧誘要請してきた場合、本規定は適用されないが、実質的に顧客からの勧誘の要請があつたと考えられる場合には、法第214条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。</p> <p>④、⑤ （略）</p> <p>⑥ 損失限定期引又は貴金属等現物取引の経験者</p> <p>損失限定期引又は貴金属等現物取引を行っている顧客は、不招請勧誘の禁止規定の適用除外である規則第102条の2第1号イから三までに掲げるそれぞれの契約について、規則第102条の2第1号に規定する「継続的取引関係にある顧客」又は同条第2号に規定する「他社契約者」には該当しない。したがって、損失限定期引又は貴金属等現物取引を行っている当該顧客に対して、勧誘の要請がないにもかかわらず「損失が取引証拠金を上回る取引」（以下「通常取引等」という。）に係る勧誘を行った場合には、不招請勧誘の禁止規定が適用される。このため、損失限定期引又は貴金属等現物取引のために訪問し、又は電話をかけた際に、勧誘の要請がないにもかかわらず通常取引等の勧誘を行うことは、法第214条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。</p> <p>また、損失限定期引又は貴金属等現物取引の目的で来店又は電話をかけてきた顧客に対して、勧誘を受ける意思の有無を確認せずに通常取引等の勧誘をすることは、法第214条第7号に規定する勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定に抵触する。</p> <p>⑦ 不招請勧誘禁止の対象から除外される勧誘行為</p> <p>規則第102条の2に規定する勧誘行為については、法第214条第9号で禁止される行為に該当しない。ただし、規則第102条の2第2号及び第3号に規定する勧誘行為は、当該各号に定める条件に従って、適切に行われなければならない。</p> <p>なお、この場合であつても、法第215条の「適合性の原則」により、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つてはならない。</p> <p>二 商品先物取引業者が、継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次に掲げるいずれかの契約を締結している者（ハ又はニに掲げる者）との間で締結してある者）にあつては、当該契約を最初に締結した日から90日を経過した場合であつて、</p>	<p>省令第102条の2第1号で從來の自社と継続的取引関係にある顧客を規定し、その対象となる取引</p>
	<p>（不招請勧誘の禁止の例外）</p> <p>第102条の2 法第214条第9号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>二 商品先物取引業者が、継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次に掲げるいずれかの契約を締結している者（ハ又はニに掲げる者）との間で締結してある者）にあつては、当該契約を最初に締結した日から90日を経過した場合であつて、</p>	

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備考
かつ、勧誘の日前1年間に2以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第30条に規定する商品取引契約（ハ又はニに掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第2条第22項第5号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。次号において同じ。）の締結を勧誘する行為	(ハ)ブコメ回答：2番	に有価証券の信用取引を追加
I 令第30条に規定する商品取引契約 II 金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約 III 顧客のために金融商品取引法第2条第8項第2号に規定する有価証券の売買	(ハ)ブコメ回答：1番	
（同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行うものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理を行うことを内容とする契約		
三 顧客のために金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第27項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く）若しくは代理を行うことを内容とする契約		
二 适当商品取引業者が、他社契約者である顧客（既に商品先物取引業者又は金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等と前号イからニまでに掲げるいずれのかの契約を締結している者（前号ハ又はニに掲げる契約を締結している者にあっては、当該契約を最初に締結した日から90日を経過した場合であって、かつ、勧誘の日前1年間に2以上の当該契約に係る取引を行った場合又は未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）であって、継続的取引関係にある顧客以外の顧客をいう。次号において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第30条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為であって、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの）		
I 当該勧誘に先立って、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、他社契約者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から10年間保存すること。 II 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面（以下この号において「申告書面」という。）により確認し、かつ、当該申告書面を当該確認の日から10年間保存すること。		
I 有価証券の信託契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第30条に規定する商品取引契約（ハ又はニに掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第2条第22項第5号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。次号において同じ。）の締結を勧誘する行為	(ハ)ブコメ回答：2番	に有価証券の信用取引を追加
I 金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約 II 顧客のために金融商品取引法第2条第8項第2号に規定する有価証券の売買	(ハ)ブコメ回答：1番	
（同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行うものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理を行うことを内容とする契約		
三 顧客のために金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第27項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く）若しくは代理を行うことを内容とする契約		
イ 他社契約者である顧客に対する不招請勧誘		
規則第102条の2第2号に規定する他社契約者である顧客に対する勧誘については、法第214条第7号に基づく勧誘を受ける意思の確認を行う際に、併せて、他社契約者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明してからでなければ、これら以外の勧誘行為を行ってはならない。当該確認及び説明の前に勧誘を行うことは、法第214条第7号に規定する勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定及び同条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。また、当該説明の際に、勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、速やかに電話を切る等の対応を行わなければならない。なお、勧誘条件を満たさないことがあらかじめ判明している場合には、電話をかける等の行為を行ってはならない。		
（ハ)ブコメ回答：4番		
II 有価証券の信託契約の誘導により、規則第102条の2第2号ロに規定する「他社契約者であることを自ら申告した書面」において、事實と異なる内容が申告され、当該書面を用いて同号ロの確認が行われた場合は、当該確認が行われたとは認められない。		
（ハ)ブコメ回答：5番、6番		
III 有価証券の信託契約の誘導により、規則第102条の2第2号イに規定する「当該説明を受けたことを当該顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面」及び同号ロに定める「他社契約者であることを自ら申告した書面」については、日商協の策定する自主規制ルールに適合した内容としなければならない。		

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備 考
<p>六 当該商品先物取引業者が、イ若しくはロの規定に反し、又は申告書面の記載が事実と異なることを知りながら当該商品取引契約を締結して取引を行った場合に、当該商品先物取引業者が、当該取引を自己の計算においてしたものとみなす旨を当該商品取引契約の内容とすること。</p>	<p>六、商品先物取引業者の計算とみなす取引 規則第102条の2第2号及び第3号に規定する行為においては、上記イ及びロに従った説明や確認等を行わなければならず、特に、規則第102条の2第2号及びロ並びに第3号イ及びロに規定する書面については、当該書面の確認などの日から10年間保存しなければならない。これらに反した取引若しくは事実と異なることを知りながら取引を行った場合、熟慮期間中に取引を行った場合又は投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、若しくは取引証拠金等の額が投資上限額に達したにもかかわらず決済を終了せずに取引を行った場合には、当該取引は商品先物取引業者の自己の計算においてしたものとみなされることに留意する必要がある。</p>	<p>(ハ) ブコメ回答：30番、33番</p>
<p>三 商品先物取引業者が顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第30条に規定する商品取引契約（当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第22条第3号から第5号までの間で掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。以下この号において同じ。）の締結を勧誘する行為であって、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの</p> <p>イ 当該勧誘に先立つて、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客が次に掲げる全ての条件下に該当する者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から10年間保存すること。</p> <p>(1) 65歳未満であること。 (2) 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者でないこと。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの条件に該当すること。</p> <p>(i) 年収が800万円以上又は金融資産（現金、預貯金及び第90条の11第4号ロに規定する資産（同号ロ（4）に掲げるものを除く。）に限る。）の合計額（ロ（2）及び、（2）において「保有金融資産額」という。）が2,000万円以上であり、かつ、法第217条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について適切な理解をしていることが確認できる者であること。</p> <p>(ii) 次に掲げるいずれかの者（ロ（3）において「資格保有者」という。）であること。</p> <p>(1)弁護士 (ロ) 司法書士</p>	<p>II - 3 - 1 勘誘等における禁止事項 (5) 不招請勘誘の禁止（法第214条第9号） ⑦ 不招請勘誘禁止の対象から除外される勘誘行為 ロ、顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対する不招請勘誘の対象に追加</p> <p>(i) 勘誘に先立つ条件説明 規則第102条の2第3号に規定する顧客に対する勘誘については、法第214条第7号に基づく勘誘を受ける意思の確認を行う際に併せて、顧客に規則102条の2第3号イ(1)から(3)までに掲げる条件を説明してからでなければ、これら以外の勘誘行為を行ってはならない。当該確認及び説明の前に勘誘を行うことは、法第214条第7号に規定する勘誘を受ける意思を確認しないで行う勘誘の禁止規定及び同条第9号に規定する不招請勘誘の禁止規定に抵触する。また、当該説明の際には、上記イと同様に、勘誘条件を満たさないことが判明した場合には、速やかに電話を切る等の対応を行わなければならない。なお、勘誘条件を満たさないことがあらかじめ判明している場合には、電話をかける等の行為を行ってはならない。</p> <p>(ii) 契約できる条件の確認 商品先物取引業者の誘導により、規則第102条の2第3号ロ(1)から(3)までに規定する書面において、事実と異なる内容が申告され、当該書面を用いて同一号ロの確認が行われた場合には、当該確認が行われたことは認められない。また、規則第102条の2第3号イに規定する「当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面」及び同号ロ(1)から(3)までに規定する書面において、事実と異なる内容が申告され、当該書面を用いて同一号ロの確認が行われた場合には、当該確認が行われたことは認められない。また、</p>	<p>(ハ) ブコメ回答：11番、36番、37番</p>

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所） <b>定する主旨規制ルールに適合した内容としなければならない。</b>	備 考
<p>(イ) 公認会計士</p> <p>(ロ) 税理士</p> <p>(ホ) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項に規定する技能検定試験（同法第44条第1項に規定する検定職種がファイナンシャル・ブランシングであるものに限る。）に合格した者</p> <p>(ハ) 金融商品取引法第64条に規定する外務員（同法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会である日本証券業協会に登録された一種外務員及び特別会員一種外務員並びに一般社団法人金融商品取引業協会に登録された外務員に限る。）</p> <p>(ト) 公益社団法人証券アナリスト協会が認定する証券アナリスト</p>	<p>なお、規則102条の2第3号の規定による確認又は保存に際し、同号ロ(1)の「身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面」及び同号ロ(3)の「資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面」については、複写で足りるものとする。</p> <p>(iii) 理解度確認</p> <p>規則第102条の2第3号に規定する「顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）」に対する説明において、同号イ(3)①に規定する「法第217条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について適切な理解がなされているかどうか」の確認（以下「理解度確認」という。）に当たつては、それが顧客自身の理解を確認するものであることに鑑み、次に掲げる条件を満たす必要がある。</p> <p>(イ) 理解度確認に使用する書面や実施方法については、<b>日商協の策定する主旨規制ルール</b>に適合した、顧客がその内容を十分に理解していることが確認できるものとしなければならない（電子情報処理組織を使用して行われる場合も同様とする。）。</p> <p>(ロ) 理解度確認はテスト形式で行われるものであり、顧客が全問正答しない限り、商品先物に対する理解度があるとは認められない。なお、全問正答できなかつた顧客に対し、改めて理解度確認を行うことは可能であるが、その場合には顧客が既に解答した問題と同一の問題を用いてはならない。</p> <p>(ハ) 顧客の自由な意思に上らない理解度確認を求めてはならない。また、商品先物取引業者の役職員が顧客に対して解答を示唆してはならない。</p> <p>(二) 営業部門とは独立した管理部門において、顧客への結果通知を行わなければならぬ。また、管理部門以外に所属する商品先物取引業者の役職員が当該書面を送付前に入手するなど、当該書面の内容を送付前に知ることのないよう、管理部門は理解度確認に使用する書面の情報を管理しなければならない。</p> <p>(iv) 熟慮期間の設定</p> <p>外務員士、熟慮期間（規則第102条の2第3号ハ(1)に規定する「当該商品取引契約を締結した日から14日以内」の期間をいう。以下同じ。）中の顧客に対し、顧客自らの意思で商品先物取引を行いうか否か判断することを促す触点から顧客からの求めがない限り、当該顧客への情報提供等の顧客への接触を行うこと</p>	(ハ) プロメ回答：16番
<p>□ 次に掲げる全ての事項を当該商品取引契約の内容とすること。</p> <p>(1) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から14日以内に、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧説を行うこと及び第101条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けることができないこと。</p>	<p>(1) 当該商品取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から14日以内に、当該商品取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧説を行うこと及び第101条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けなければならない。</p> <p>(2) 営業部門とは独立した管理部門において、顧客への結果通知を行わなければならぬ。また、管理部門以外に所属する商品先物取引業者の役職員が当該書面を送付前に入手するなど、当該書面の内容を送付前に知ることのないよう、管理部門は理解度確認に使用する書面の情報を管理しなければならない。</p> <p>(3) 熟慮期間の設定</p> <p>外務員士、熟慮期間（規則第102条の2第3号ハ(1)に規定する「当該商品取引契約を締結した日から14日以内」の期間をいう。以下同じ。）中の顧客に対し、顧客自らの意思で商品先物取引を行いうか否か判断することを促す触点から顧客からの求めがない限り、当該顧客への接觸を行うこと</p>	(ハ) プロメ回答：21番、24番、25番、28番

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備 考
<p>(2) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から取引の開始日までの間に、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の3分の1の額を上限とした額（以下「投資上限額」という。）を設定しなければならず、当該商品取引契約締結の日から1年以内にあっては、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領することはできず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を終了しなければならないこと。</p>	<p>とは適当でない。</p> <p>(v) 投資上限額 投資上限額とは、委託者保護の観点から顧客の保有する金融資産等から一定のルールに基づいて設定されるものであり、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の3分の1の額を超えて投資上限額を設定してはならず、又は引き上げるべき旨の勧誘を行つてはならない。</p> <p>また、商品取引契約の締結から1年間は、設定された投資上限額を超えて取引証拠金等を受領できず、又は取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合は、決済を終了しなければならない旨及び決済方法を契約締結前交付書面等に記載し、商品取引契約を締結する前に、あらかじめ顧客に説明しなければならない。</p>	<p>II-4-2 適合性の原則</p> <p>(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項</p> <p>② 具体例</p> <p>イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められる勧誘であると考えられる。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則第102条の2第3号により行なうことが可能とされている勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行いう日から最低90日を経過する日までの期間において、建玉時に預託する取引証拠金等の額が投資上限額（規則第102条の2第3号の(2)に規定する投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘</li> </ul> <p>II-4-3-1 勧誘等における禁止事項</p> <p>(5) 不招請勧誘の禁止（法第214条第9号）</p> <p>⑦ 不招請勧誘禁止の対象から除外される勧誘行為</p> <p>ハ、商品先物取引業者の計算とみなす取引</p> <p>規則第102条の2第2号及び第3号に規定する行為においては、上記イ及びロに</p> <p>述った説明や確認等を行わなければならず、特に、規則第102条の2第2号及び</p> <p>ロ並びに第3号イ及びロに規定する書面については、当該書面の確認などの日が 10年間保存しなければならない。これらに反した取引若しくは事実と異なるこ</p>
<p>(3) 当該商品先物取引業者が次のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。</p> <p>(i) イ、口苦しくはハ(1)若しくは(2)の規定に反し、又はロ(1)から(3)まで掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、当該商品取引契約を締結し取引を行つたとき。</p> <p>(ii) ハ(1)の規定に反し、当該顧客の指示を受け取引を行つたとき。</p> <p>(iii) ハ(2)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、又は決済を終了せずに取引を行つたとき。</p>		<p>(v) パブコメ回答：30番、33番</p>

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備考
（禁止行為）	とを知りながら取引を行った場合、熟慮期間中に取引を行った場合又は投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、若しくは取引証拠金等の額が投資上限額に達したにもかかわらず決済を結了せずに取引を行った場合には、当該取引は商品先物取引業者の自己の計算においてしたものとみなされることに留意することを要がある。	
第103条 法第214条第10号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～二十六 （略）	II-4-2 適合性の原則 (4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項 ② 具体例 ハ 業者内審査手続等 （略）	
二十七 前条第2号又は第3号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされたた同条第2号ハ又は第3号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。 二十八 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合するごとを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、前条第2号又は第3号に掲げる行為を行うこと。 2～11 （略）	また、規則第102条の2第2号及び第3号により行うことが可能とされている 勧誘に当たつては、適合性の確認は、特に厳格な審査が必要なものとして行うよう管理体制を整え、当該管理体制を社内へ周知徹底するとともに、外務員への指導・教育等の対応を図る必要がある。	
第126条の19 法第240条の16第3号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～九 （略）	II-4-3-1 勧誘等における禁止事項 (5) 不招請勧誘の禁止（法第214条第9号） ⑦ 不招請勧誘禁止の対象から除外される勧誘行為	
土 当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合するごとを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、第102条の2第2号又は第3号に該当する行為を行うこと。	二、内部管理体制の構築 規則第103条第28号に規定する体制を整備していない場合には、規則第102条の2第2号及び第3号に規定する行為を行うことは禁止されている。特に、委託者保護に欠けることにならないよう、一連の勧誘過程における記録の作成とその保存、II-4-1、II-4-2(4)②ハ、II-4-3-4及びII-4-3-8に従つた、特に厳格な業者内審査手続き体制の構築、苦情等の対処に関する内部管理制度等を内容とした社内規則やマニュアル等を整備し、社内研修等を通じて、役員に周知徹底することや、内部監査部門等において、定期的又は随時に監査を実施することが重要である。	
	II-4-3-7 苦情等への対応 (1) 相談・苦情・紛争対処の必要性 商品デリバティブ取引は、リスクを内在することが多い、その専門性・不可視性等とも相まってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。このため、商品デリバティブ取引の勧誘に関しては、トラブルを未然に防止し顧客保護を図る観点から情報提	

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備 考
	<p>供等の事前の措置を十分に講じることに加え、相談・苦情・紛争（以下「苦情等」という。）への事後的な対処が重要となる。</p> <p>近年、商品デリバティブ取引の多様化・複雑化、取引により確実に利益が生ずるとの誤解を与える説明、取引の説明不足等によるトラブルの可能性も高まっており、顧客保護を図り、顧客からの信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処がさらに重要なになっている。</p> <p>このような観点を踏まえ、簡易・迅速に商品デリバティブ取引に関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして日商協におけるあっせん・調停制度が導入されており、商品先物取引業者においては、全ての新規顧客に対して当該制度の周知を徹底することともに、当該制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。</p>	
附 則		

(施行期日)

第1条 この省令は、平成27年6月1日から施行する。

(検討)

第2条 主務大臣は、この省令の施行後1年を目途として、この省令の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、この省令の施行後、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者による勧誘の実態が著しく委託者の保護に欠ける状況にあると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

農林水産省、経済産業省 告示第1号

商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省、経済産業省令第3号）第102条の2第3号イ(2)の規定に基づき、主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者を次のように定め、平成27年6月1日から施行する。

平成27年1月23日

商品先物取引法施行規則（下線箇所）	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（下線箇所）	備考
<p>商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第102条の2第3号イ②の主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者は、次に掲げる額の合計額が、それ以外の収入の年額を超える者とする。</p> <p>一 年金（国民年金法（昭和34年法律第141号）による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による退職共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金をいう。）の年額</p> <p>二 恩給法（大正12年法律第48号）第2条第1項に規定する恩給の年額</p> <p>三 顧客が60歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前5年間に受領した退職金の額の20分の1の額</p> <p>四 顧客が60歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前5年間に受領した生命保険金額の20分の1の額</p> <p>五 顧客が60歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前5年間に遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額の20分の1の額</p> <p>六 その他前各号に掲げるものに類するものの額</p>		





	規則第102条の2第3号	商品取引法(以下「法」という。)第217条第1項第4号から第2・8条までに掲げる商品取引契約の締結前に実行するものとし、商品取引権者との間に、商品取引契約によって商品を売買する権利を付与するものとし、商品取引契約の締結後に商品の所有権が移転するときの期間を指す。	規則第102条の2第3号	商品取引契約の締結前に商品を販売する権利を付与する場合において、商品取引契約の締結前に商品の所有権が移転するまでの期間を指す。
17	規則第102条の2第3号	規則第102条第4項に基づいて、顧客が説明を受けたうえで、商品取引契約の締結後に商品の所有権が移転するまでの期間を指す。	規則第102条の2第3号	規則第102条第4項に基づいて、顧客が説明を受けたうえで、商品取引契約の締結後に商品の所有権が移転するまでの期間を指す。
18	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号
19	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号
20	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号
21	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号
22	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第3号

29	規則第102条の2第3号	<p>改正案102条の2第2号イは、基本契約から7日間経過したこと等を契約内容としない場合は、商品が不利益な場合に取引を解除する。しかし、クーリングオフ制度によらない場合には商品先物取引を行って販売する期間を保証します。</p>	
30	規則第102条の2第3号	<p>改正案第102条の2第2号イに「当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算に用いた場合の手渡し、及び同条第3号ハ(3)において同様に規定しております。」</p>	
31	規則第102条の2第3号	<p>改正案第102条の2第2号イは、本規約の条件によらず、商品を供給する場合に、原則として、取引に係る手渡し、年齢要件による取引を停止する旨を保証することとする。ただし、取引に係る手渡しの有効性により、取引の実際には70歳以上であつても、取引に係る手渡しを有効に成立する場合には、70歳以上の者を保護するため、取引に係る手渡しを停止する旨を保証する。したがつて、十分な委託者保護を図る観点から、こうした場合に取引を停止する旨を保証する旨を保証する。したがつて、十分な委託者保護を図る観点から、こうした場合には取引を停止する旨を保証する旨を保証する旨を保証する。</p>	
32	規則第102条の2第3号	<p>改正案第102条の2第1項第1項第27号により、取引が禁止されるところに商品取引契約が無効とされたとしても、取引が有効に成り得ることを認めています。したがつて、商品取引契約が無効となるかどうかを明確にするべきではないか。</p>	
33	規則第102条の2第3号	<p>改正案第102条の2第1項第2号イに反するなどで取引を行つた場合は、当該取引が益計算の場合は、当該取引が民事法上無効となることの理解です。自己の計算によるもののみみなされます。</p>	
34	規則第102条の2第3号	<p>改正案第102条の2第2号イは、当該取引が益計算の場合は、当該取引が民事法上無効となることの理解です。自己の計算によるもののみみなされます。</p>	

44	その他					
45	その他					
46	その他					
47	その他					
48	その他					
49	その他					
50	その他					
51	その他					

39	監督指針					
40	監督指針					
41	監督指針					
42	監督指針					
43	監督指針					



## 商品先物取引法施行規則第102条の2第2号及び第3号 に基づく勧誘行為に関するQ&A

- ないことも含む。)、資格保有などにかかるもの)が保存され、勧誘状況の把握・検証ができること。
- (3) 苦情などの対応
- ・苦情などの対応体制及び対応方法を定めること。
- (4) 内部(外部)監査実施体制の構築
- ・営業部門及び管理部門が行う業務プロセスが有効に機能していることを継続的に評価し、業務の適正を確保するため、独立した視点から評価が可能な組織体制であること。
  - ・内部監査実施要領及び内部監査計画を作成し、内部監査の検証手法及び評価・改善までのプロセスが明確に定められ、実効性のある内部監査ができる体制であること。
- (5) 研修体制の構築
- ・研修実施要領及び研修計画が作成され、コンプライアンスを意識した実効性のある研修であること。
  - ・規則第102条の2第2号又は第3号の勧誘を伴う業務を開始する前に、主務省が主催する研修会を、全外務員が受講していること。

## II 規則第102条の2第2号及び第3号に定める勧誘

(条件説明・勧誘～契約前)

- 1 商品先物取引業者が、勧誘の要請をしていない顧客に対して、規則第102条の2第2号又は第3号の勧誘をする際に、電話又は訪問後、商品取引契約の締結前までに踏まなければならない手続き・ステップを教えてほしい。(答)
- 規則第103条第1項第28号に基く内部統制について、商品先物取引業者が以下の事項を踏まえ構築するとともに、定められたとおりに実際の業務が行われていることを社内のモニタリング(内部監査等)によって検証していくことが必要となります。
- 規則第102条の2第2号及び第3号の勧誘に係る業務手続について社内規程に定めること。
- ・勧誘行為別(規則第102条の2第2号と同条第3号の別)に、勧誘から契約締結までの具体的な手続マニュアルを定め、行うべき手続が的確に実施されること。
- ・電話又は訪問による勧誘の条件を満たさない者への勧誘(商品取引契約のセルストーク)及び勧誘を断られた者に対する再勧誘を防止する措置の方法及び記録の方法を定め、再勧誘禁止の遵守状況を的確に把握・管理すること。
- ・電話勧誘した顧客リストの作成及び電話記録の方法並びに訪問勧誘による訪問者リストの作成及び訪問記録の方法を定め、勧誘の状況を的確に把握すること。
- ・当該勧誘に係る審査体制及び審査方法を明確に定めること。
- ・管理部門及び営業部門の間の組織の独立を確保し、理解度確認に係る業務などについて必要な情報遮断の措置をとること。
- ② 関係書類の整備
- ・法令に基づく措置を適切に遂行するため、顧客カード等(、勧誘行為別(規則第102条の2第2号と同条第3号の別)に識別可能とすること。
  - ・法令に基づく必要事項が契約締結前交付書面、説明資料などに記載されていること。また、顧客が理解できる記載内容とすること。
  - ・勧誘行為別に一連の勧誘記録(例:規則第102条の2第2号及び3号に定める条件に係る記録(他社契約者、年齢、年収、保有金融資産額(年金生活者で

客が証する書面を、③の説明後直ちに取得し（説明日と書面の取得の日がずれててもよいが、なるべく説明から日をおかずて取得をすることが望ましい）。この書面が取得できないと法令違反となりますので御留意ください。）、説明の日から 10 年間保存すること。かかる書面の顧客への記入依頼及び取得は、管理部門において行うこと。

⑥ 契約締結までの間に顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面又は理解度確認テストの実施までの間に顧客の年齢を確認する書面、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面により③の条件を満たしているかを確認し、確認の日から 10 年間保存すること。また、かかる書面の顧客への記入依頼及び取得は、管理部門において行うこと。

なお、かかる確認は、④の顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認から、なるべく日をおかずに行つてください。

また、規則第 10 条 2 第 2 号又は第 3 号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話をした場合には、その日及び登録外務員の氏名、電話又は訪問の別を記録するほか、顧客が規則第 10 条 2 第 2 号又は第 3 号に定める条件を満たさなかつたときはその旨、及び顧客から勧誘を受諾しない旨の意思表示があつたときはかかる勧誘を受諾しない意思表示に係る発言内容を記録し、これを 1 年間保存するとともに、再勧誘禁止の遵守の観点から、電話発信規制の登録等を図つてください。

2 上記 1 のステップを踏む過程（⑥の確認を含む。）で、顧客が③の条件を満たさないことが判明した場合にはどうしたらよいのか。

（答）

その場合には、顧客に勧誘を受ける意思があつたとしても、直ちに電話を切る又は訪問先を立ち去る等の対応により、勧誘を中止しなければなりません。また、他の外務員が同じ顧客に規則第 10 条の 2 第 2 号又は第 3 号の規定による勧誘を目的とする電話又は訪問を繰り返すことを防止するための情報共有（例えば電話発信規制の登録等）を図る必要があります。

3 商品先物取引業者が、勧誘（商品取引契約のセールストーク）を始めることができるのはいつからか。

（答）

上記 1 の①から④までのステップを終え、商品取引契約が締結できる条件の説明、顧客がかかる条件に該当することについての口頭での確認、及び顧客が勧誘を受ける意思があることの確認を終えた後から、勧誘（商品取引契約のセールストーク）を始めることがあります。

上記 1 の①から④までのステップを終える前に勧誘（商品取引契約のセールストーク）を始めるることは、法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引は商品先物取引業者の計算においてしたものとみなされます。

4 商品先物取引業者が、顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認前にできることは何か。

（答）

商品先物取引業者が、顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認前にできることの具体的例は以下のとおりです。

■ 行わなければならないこと

① 法第 214 条第 7 号に基づき、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告知すること。

② 規則第 10 条の 2 第 2 号に基づき、他社契約者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明し、規則第 10 条 2 第 2 号イに基づき、同号（1）～（3）までに掲げる事項に合致する者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明した上で、規則第 10 条の 2 第 2 号又は第 3 号に掲げる条件に該当するか否かについて口頭で確認すること。

■ 行うことのできないこと

① 顧客から商品先物取引の仕組みなどに関する質問を受けた場合に、かかる質問の範囲内で簡潔に回答すること。（一方、「金価格が上昇基調です。」「これから金の値上がりが期待されます。」など、顧客が商品先物取引を開始したいとの意思形成に影響を与えるような形で商品相場などに関する情報を伝えることはできません）

（下記「■行つてはならないこと④」御参照。）

② 資料請求のあつた顧客に資料を送付した後に、資料の到着、質問の有無及び内容に関する説明の希望の有無について確認すること。

以上に挙げたことのほかは、規則第 10 条の 2 第 2 号又は第 3 号に基づく条件に該当するか否か、口頭確認及び顧客の勧誘を受ける意思の確認後でなければ行うことはできません。

規則第 10 条の 2 第 2 号又は第 3 号に基づく条件に該当するか否かの口頭確認及び顧客の勧誘を受ける意思の確認後でなければ行つてはならないことの具体例は次の①～④のとおりです。

■ 行つてはならないこと

① 顧客から商品先物取引の仕組みや商品の説明などの求めがないにもかかわらず、当該説明をすること。

② 顧客から商品先物取引の仕組みなどに関する質問を受けた場合に、かかる質問の範囲を超えた説明をすること。

- ③ 資料請求のあった顧客に資料を送付した後、顧客から質問や内容に関する説明の希望がないにもかかわらず、資料の内容について説明をすること。
- ④ 顧客が商品先物取引を開始したいとの意形成に影響を与えるような形で商品相場などに関する情報を伝えること（例：「金価格が上昇基調です。」「これから金の値上がりが期待されます。」）
- なお、規則第102条の2第2号又は第3号に基づく条件の説明、顧客がかかる条件に該当することについての口頭での確認及び顧客の勧誘を受けている意思の有無の確認の後でなければできない勧誘行為を先行して行うことは違法です。こうした行為を防ぐため、当該条件の説明を受けたことを証する書面において、こうした勧誘行為が勧誘受諾意の確認や条件説明より先に行われなかつたかについて、顧客に記入してもらつてください。かかる書面の記入依頼及び取得は、管理部門において行うようにしてください。
- 5 他社契約者であることを自ら申告した書面や、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面に關し、客観的な根拠資料を徵収する必要はあるのか。
- （答）  
客観的な根拠資料を徵収することは義務ではありませんが、裁判例上、「商品先物取引業者は、顧客の年齢、職業、社会的地位などに照らして、自己申告の内容が実体と離隔しているのではないかと疑問をもつのが相当であるような場合には、自己申告の内容を確認し、その応答如何によつては、さらには、収入や資産の種類を質問したり、場合によつてはその証明を求めるなどのする注意義務が課せられる（福岡高判平成26年1月30日等）」ことに留意する必要があります。
- 6 他社契約者であることを自ら申告した書面や、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面が事実と異なることを商品先物取引業者が知つていた場合にはどうなるのか。
- （答）  
上記書面において、事実と異なる内容が申告されていることを知りながら、商品先物取引業者が商品取引契約を締結した場合には、法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引は商品先物取引業者の計算においてしたものとみなされます。
- また、上記5の裁判例も踏まえ、顧客の年齢、職業、社会的地位などに照らして、自己申告の内容が実体と明らかに齟齬していると疑問をもつのが相当であるにもかかわらず、自己申告の内容の確認を怠つて漫然と商品取引契約を締結した場合には、「顧客の申告が事実と異なることを知つていた」と評価されることもありえ、その場合には法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引が商品先物

取引業者の計算においてしたものとみなされるることに注意してください。

- 7 他社契約者であることを自ら申告した書面や、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面の記載に当たり、商品先物取引業者が誘導した場合にはどうなるのか。
- （答）  
商品先物取引業者の誘導により、上記書面において、事実と異なる内容が申告され、当該書面を用いて条件の確認をした場合は、規則に定める確認が行われたものとは認められません。したがつて、この場合には、商品先物取引業者が商品取引契約を締結した場合には、法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引は商品先物取引業者の計算においてしたものとみなされます。このようなケースとして、例えば、顧客が年収、金融資産などについて自ら申告する書面を記載する際に、「この記載事項は管理上の問題であり、審査が通らなかったり、買いたいときには買えないなる」などと伝えながら、多めの数字を記載するよう指示をした場合などが挙げられます。

- 8 年収とは具体的に何か。
- （答）  
年収とは、年間の給与収入、事業収入その他収入の合計額をいいます。年収の申告に当たつては、その内訳を記載してもらい、内訳の構成については、自主規制機関が定める様式に従つてください。
- 9 保有金融資産とは具体的に何か。また、保有金融資産の合計額を計算する上で、負債は控除されるのか。
- （答）  
保有金融資産とは、①現金、預貯金、②商品デリバティブ取引に係る権利、③有価証券（信託受益権を含む。）、④金融デリバティブ取引に係る権利、⑤市場の相場等の変動により損失が生じるおそれ（注）のある保険・共済（いわゆる変額保険）の保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利、⑥不動産特定共同事業契約に基づく権利の合計額（規則第90条の11第4号ロに規定する資産（同号ロ（4）に掲げるものを除く。））をいいます。不動産は含まれません。保有金融資産の申告に当たつては、その内訳を記載してもらうこととしており、内訳の構成については、自主規制機関で様式を定めることとしています。

- ここで、⑤については、顧客の求めにより引き出せる金額（解約返戻金又は契約者貸付の金額）を記載することとなります。
- 保有金融資産の合計額を計算する上で、負債は控除されません。

(注) 顧客が支払う保険料・共済掛金の合計額が、顧客が受け取る保険金、共済金、返戻金その他の給付金の合計額を上回るおそれ

10 顧客の保有金融資産の合計額が 2 000 万円に満たなかった場合、顧客に借入れを勧めてもよいか。

(答) 商品先物取引をするための借入れを勧めての勧誘は、適合性の原則に照らして、認められません。

11 「年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者」を定める告示の第 6 号にいう、「その他前各号に掲げるものに類するもの」とは、具体的には何が該当するのか。

(答) 前提として、「年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者」とは、次の各号に掲げる額の合計額が、それ以外の収入の年額を超える者を言います。

1 号：年金（国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金、国家公務員共済組合法による退職共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金をいいます。）の年額

2 号：恩給法第 2 条第一項に規定する恩給の年額

3 号：顧客が 60 歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前 5 年間に受領した退職金の額の 20 分の 1 の額

4 号：顧客が 60 歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前 5 年間に受領した生命保険金額の 20 分の 1 の額

5 号：顧客が 60 歳以上である場合にあっては、勧誘が受けた額の 20 分の 1 の額相続又は離婚による財産分与を受けた額の 20 分の 1 の額

6 号：その他前各号に掲げるものに類するものの額  
上記告示第 6 号にいう、「その他前各号に掲げるものに類するもの」とは、告示第 1 号から第 5 号までに掲げられているものに類する性質を有する収入がこれに該当します。例えば、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約若しくは個人型年金規約について老齢給付金として支給される一時金、又は使用人から執行役員への就任に伴い、退職金などとして支給される一時金などが考えられます。

12 「実質的に顧客からの勧誘の要請があつたと考えられない場合」とはどのような

場合か。また、その場合どのようにすればよいのか。

(答)

「実質的に顧客からの勧誘の要請があつたと考えられない場合」にあたるか否かを判断するにあたっては、総合的に事情を考慮することになり、様々なケースが考えられます。

まず、規則第 102 条の第 2 号又は第 3 号に基づく電話又は訪問を行つてから顧客から勧誘の要請があるまでの期間は一つの要素となります。少なくとも、規則第 102 条の第 2 号又は第 3 号に基づく電話又は訪問を行つてから、自主規制規則に定める一定の期間が経過せざりに顧客からの勧誘の要請があつた場合には、顧客の当該勧誘の要請については、勧誘の要請があつたものとは認められません。

また、規則第 102 条の第 2 号又は第 3 号に定める条件確認前の顧客、条件に該当しないことが判明した顧客又は所要の手続き（理解度確認テストなど）を終えていない顧客などに対し、商品先物取引業者に対する勧誘の要請を示唆したり、来店又は電話をするよう仕向け、それを受けて顧客が勧誘の要請をしてきた場合についても、当該勧誘の要請については、勧誘の要請があつたものとは認められません。例えば、商品先物取引業者が規則第 102 条の第 2 号又は第 3 号に定める条件説明を行い、顧客がかかる条件に該当するか否かを口頭で確認したところ、顧客から「私は年収 7,000 万円で、金融資産も 5,000 万円しか持っていない。」と言わされたため、勧誘を中止する際に、「顧客の側から勧誘を招請すれば、勧誘を継続することができる。そのため、顧客から改めて商品先物取引業者に電話をして勧誘の招請をしてほしい。」と伝え、それに応じて顧客が商品先物取引業者に勧誘を招請した場合や、顧客の年収・保有金融資産は条件を満たしているものの、理解度確認の実施を省略しようとして、「顧客の側から勧誘を招請すれば、すぐに契約することができる。そのため、顧客から改めて商品先物取引業者に電話をして勧誘をして欲しい。」と伝え、それに応じて顧客が商品先物取引業者に勧誘を招請した場合は、これに当たります。

13 理解度確認はどうに行えばよいのか。

(答)

理解度確認に使用する書面及び実施方法については、以下の点を遵守してください。  
① 相場が短期間に大きく変動した事例を題材として、顧客に委託手数料を加味した損失を計算してもらうとともに、売買価格差による損益と委託手数料の関係を計算してもらうテスト方式とし、自主規制機関が用意する様式に従うこと。  
② 書面は複数の種類を用意し、当該顧客にどの問題を使用するのか管理部門以外に所属する者が知り得ないようになります。  
③ 理解度確認に関する事務は管理部門が実施すること。

なお、顧客に対して解答を示唆することは、禁止しているため、管理部門が顧客に対し、外務員が事前に解答を示唆していないかを確認すること。

#### 1.4 理解度確認の合否はどのように判定すればよいか。

(答)

理解度確認テストにおいては、満点が取れなければ、不合格となります。

#### 1.5 不合格者に対する理解度確認を行う場合は、どのようにすればよいか。

(答)

不合格の顧客に対しては、改めて商品先物取引について理解を深める機会を提供するため、間違いの程度などを勘案し、適当な期間を空けるようにしてください。  
改めて理解度確認を行う場合には、顧客が既に回答した問題と同一の問題を用いることはできません。

#### 1.6 不合格者に対する間違った箇所を外務員から伝えることは可能か。

(答)

外務員から間違った箇所を伝えることは、その後の再テストにおける回答の際の示唆にもつながりかねないため、認められません。顧客から問い合わせを受けて間違った箇所を伝える場合には、管理部門から伝えてください。

#### (契約後～取引開始前)

1.7 熟慮期間中に外務員が顧客に対して行ってよい行為、行ってはいけない行為は何か。

(答)

外務員から顧客は、いかなる形式においても、接触してはなりません。もつとも、顧客から商品先物取引の仕組みや注文方法などに関する質問を受けた場合に、かかる質問の範囲内で簡潔に回答することは妨げられません。また、やむを得ず商品先物取引業者側から接觸する必要がある場合には、管理部門から行うようにしてください。

#### 1.8 投資上限額と投資可能資金額の違いは何か。

(答)

投資可能資金額は、顧客が損失（手数料等を含む）を被っても生活に支障のない範囲で顧客が定める資金額であり、顧客が申告して決定するものです。一方、投資上限額とは、顧客が申告した年収及び保有金融資産額の合計額の3分の1を上限に、顧客が申告した投資可能資金額を踏まえて業者が設定する額です。  
具体的には、もし、顧客が申告した投資可能資金額が（年収+金融資産）の1／3

以上である場合には商品先物取引業者は（年収+金融資産）の1／3を投資上限額として設定し、投資可能資金額が（年収+金融資産）の1／3未満である場合には商品先物取引業者は投資可能資金額を投資上限額として設定することになります。

(取扱)

1.9 当初の投資上限額の設定から相当の期間を経過し、顧客から年収・保有金融資産等について増額の申告があり、投資上限額を引き上げた場合、投資上限額の引き上げは可能か。

(答)

顧客から年収・保有金融資産について増額の申告があり、投資上限額を引き上げた場合、増加後の（年収+金融資産）の1／3まで投資上限額の引き旨の要請があった場合、増加後の（年収+金融資産）の1／3まで投資上限額の引き上げは可能です。しかしながら、商品先物取引業者は増額の勧誘を行ってはなりません。

2.0 顧客の年収・保有金融資産が減少した場合については、どのように対応すべきか。

(答)

投資上限額は顧客の損失を生活に支障のない範囲に抑えることを目的として設定するものであり、顧客の年収・保有金融資産が減少した場合には、それを投資上限額に速やかに反映させることが必要です。そのため、顧客の年収・保有金融資産が減少した場合には速やかに連絡してもらうよう顧客に説明・要請するとともに、定期的に顧客の年収・保有金融資産を確認することが必要です。

2.1 投資上限額について、具体的な運用方法はどのようなものか。

(答)

取引証拠金等が投資上限額に達したか否かを具体的に計算する際には、受託契約準則に定める方法に従ってください。考え方としては、①証拠金のための入金額と②直洗損益通算額が損の場合、その損を埋めるために必要な入金額の累計に③手数料などを含めたものが、投資上限額に達したか否かを確認するというものです。

2.2 取引証拠金等が投資上限額に達した場合には、商品先物取引業者はどうしたらよいか。

(答)

もし投資上限額に達した場合には、商品先物取引業者は決済を了しなければならず、直ちに委託者の全ての建玉を決済する必要があります。

2.3 取引証拠金等が投資上限額に達したにもかかわらず、顧客から更なる取引の要請

をされた場合、商品先物取引業者はどうしたらよいのか。

(答)

取引証拠金等が投資上限額に達した場合には、顧客から、更なる取引の要請をされたとしても、取引を続けることはできません。

24 取引証拠金等の額が投資上限額に達したにもかかわらず、決済を終了しなかつた場合、事業者が当該取引を自己の計算においてしたものとみなされるが、この場合の当該取引とは投資上限額を超えた部分に関する取引だけでよい。

(答)

御指摘のケースの場合、規則第10条の2第1項第3号へ(2)の規定に反することとなり、同号へ(3)(iii)の規定により、投資上限額を超えた部分に関する取引に限定されず、当該契約に基づく取引の全体について商品先物取引業者の計算となります。

25 取引開始日を含む90日間の習熟期間中は投資上限額はどういうに扱われるのか。

(答)

投資上限額が（年収＋金融資産）の1／3以内の額であることは変わりませんが、取引開始日を含む90日間である習熟期間中においては、その投資上限額の1／3の額に達することとなる取引の勧誘は、適合性の原則に照らして不適当と認められることがあります。

26 みなし規定が発動した場合の手続はどうなまるもののか。自己の計算とみなす場合、顧客の先物取引に係る支払調書の記載、及び商品先物取引業者が既に徴収済みの手数料や消費税について、どうするのか。

(答)

みなし規定が発動した場合には、取引所で終定した売買や法定帳簿の記載に当たつて引き続き委託玉として扱われますが、商品先物取引業者としては、かかる委託玉を速やかに手仕舞いしなければならず、決済によって生じた損益をすべて業者に帰属させることになります。

顧客の支払調書の記載に当たっては、顧客には売買差損益と委託手数料が帰属しない前提で記載することになります。顧客から徴収した手数料や消費税については、顧客に返還する必要があります。

以上

経産省三浦課長より、改正省令施行の準備状況について、

①自主規制機関において、再勧誘防止の徹底や悪質な外務員の永久退放などの自主規制ルールを整備。

②理解度確認テストにおいて、取引のしくみを確認するなど内容の強化

③Q&Aにより運用面での規律の強化・明確化を図り、全国で外務員研修を実施

石戸谷委員長代理：内部統制は会社法や金商法で当然のこと。24年中の行政処分8件すべてに内部統制の構築が求められている。これが確保されたことは確認できているか。

三浦課長：改正省令2号、3号をやりたいという企業にはヒアリング等を行い、必要な指導をしている。内部統制構築ができないれば2号、3号の勧誘はできない。

唯根委員：「対応を考えたい」との説明だが、あと10日しかない。間に合うのか。

三浦課長：すでに業界への研修では、どういうことが可能かを掲げたポジティブリストを示して周知・徹底を図っている。公表は6月1日にする。

石戸谷委員長代理：再勧誘防止システムの導入は自主規制ルールを作った後、社内規則に盛り込むとなるとタイムラグができる。

三浦課長：タイムラグが生じないように、かねてから調整、周知しながら準備している。

高橋委員：発信規制のかかった電話からでないと勧誘はできないとするのか。

三浦課長：訪問もある。

高橋委員：何社くらいがやるのか。事業者として採算を考えたとき、条件を満たし、確認テストをやって取引に至る確率はどのくらいあると考えているか。市場の拡大につながるのか。

三浦課長：50社あまりのうち、考えているのは15社。取引に至るかどうかを定量的に示すことは難しい。改正は市場拡大のベースでもあるので、期待したい。

石戸谷委員長代理：電話録音が規制に有効だが考えているか。

三浦課長：すべてを録音するのは非現実的。他方、少しでもトラブルがないようできる制度は作りこむ考え。3号の客からやりたいと電話があつても一定期間内はできないとする。市場活性化と顧客保護が両立できる範囲で考えていただきたい。

高橋委員：特商法見直しのアンケートで9割以上が電話・訪問を受けたくないと回答している。普通の商品でさえそういうのだから、リスク商品ならなおさらだ。

河上委員長：まだ懸念は払しょくされていないし、重層的な保護策も機能するか保証はない。被害防止に最大限の取組を希望する。もし、増加に転じる兆しがみえたら、すぐに改正をされたい。ポジティブリストは当委員会にも提出して下さい。本会でも検討したい。

## 〔資料6-（2）〕

### 1. 出席者

(1) 消費者委員会
委員長 河上 正二
委員長代理 石戸谷 豊
委員 阿久澤 良造
委員 岩田 喜美枝
委員 斎藤 肇道
委員 高橋 伸子
委員 夏目 智子
委員 橋本 智子
委員 山本 隆司
委員 唯根 妙子
委員 夏目 智子
委員 橋本 智子
委員 山本 隆司
委員 唯根 妙子

全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

一般社団法人北海道消費者協会会長

同志社大学法学部・法学院研究科教授

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事

### (2) 関係省庁

①経済産業省
三浦 商取引・消費経済政策課長
吉川 商取引監督課商引監督官
②農林水産省
星川 食糧産業局商品取引グループ長
③消費者庁
鈴木 消費者政策課長

### 2. 議事の概要

冒頭、経産省三浦商取引・消費経済政策課長から前回1月27日に消費者委員会に出席して説明した以降の主務省・業界における改正省令の施行準備に係る取組みに関する①実施に向けた細則の整備((1)自主規制機関におけるルール整備、(2)理解度確認テストの強化、(3)主務省等の運用規律の強化・明確化)、②規律の周知、③その他の整備体制について資料に基づきながら説明があった。その後、消費者庁鈴木課長から「消費者基本計画」における商品先物に関する施策について紹介があった後、概要以下の質疑応答が行われた。

(質疑応答の概要)

①内部統制の整備運用等について

石戸谷委員長代理：1月の当委員会で、事業者が不招請勧誘を行ったためには内部統制が確立されていることが必要だとの説明があり、監督指針においても法令遵守体制の整備を求めている。また、商先業者の役員に対して内部統制体制の整備・運用が不十分であることを理由として損害賠償責任を認定した平成25年3月15日名古屋裁判所が平成26年4月24日に最高裁で確定したという状況もある。商先業者各社において内部統制体制が整備されたかどうかという点の確認はできているのか。またそれははどういう形でなされたのか。

三浦課長：内部統制整備の確認については慎重に対応しなければいけないと考えていて、2号（他社経験者）・3号（未経験者）の勧誘を実施する予定の企業に対しては書面調査やヒアリングを行い、不十分な箇所があれば直すよう指導しているところである。2号・3号による営業を開始するタイミングは各社異なるが、仮に力及ばずそのタイミングまでに法令で要求されている水準の内部統制が構築できなければ新制度に基づく勧誘はできない。

石戸谷委員長代理：資料には重層的な委託者保護体制を構築するとあるが、その大前提が事業者の内部統制確立である。平成24年以降実施された8件の行政処分の全てにおいて法令遵守体制の確立・内部統制体制の整備強化を求める項目が盛り込まれるという状況にある中、内部統制の構築ができるのか疑問である。確認はできているのか。

吉川監督官：現状は、内部統制の準備状況に関する書面の提出を求めたり業者に対するヒアリングにより話を聞く等して、必要に応じて指導しているところである。内容としては、内部統制に関する社内規程、システムの整備、勧誘手法、顧客の審査方法を定めたマニュアル、取引の仕組みについて説明した資料等が適切なものであるかどうかを確認している。またこれらルール等が実際にきちんと運営されているかどうかについては今後の立ち入り検査や報告徵求等で確認していく予定である。

三浦課長：過去に内部統制体制の構築が不十分であるという事由で行政処分を受けて、その後事業を再開した社は内部統制体制が構築できたということが基本であるし、仮にその後ふたたびころびが生じた社があれれば当社は今回新しい勧誘誘導方法は行えないということになる。

石戸谷委員長代理：裁判所の判断を重く受け止めて、内部統制体制の構築とその適切な運用の2段階が共にきちんとされているかを確認してもらいたいが、体制が構築されていても適切な運用が行われていなければ不招請勧誘を行う前提が欠落しているという理解でいいのか。

三浦課長：結構である。

唯根委員：主務省庁等の運用規律の強化・明確化に関してポジティブリストの具体的な内容を策定する、また実質的に招請と認められない場合について「考えたい」という説明があ

つたが、改正省令施行日までに間に合うのか、また外務員研修が既に21回実施されたとの説明であったが、もし新たな取組みについて外務員に説明していない場合、実際に事業者が法令に則った営業を行えることができるのか。

それと、これは消費者庁に聞いたが、5月中にチラシを作成し消費者団体等を通じて消費者に配布したいということであったが、時間的に間に合うのか。

三浦課長：施行日は6月1日であるが、業界との関係では外務員研修の中にも織り込んで周知徹底した。最終的にポジティブルリストを公表するのは6月1日ということにしていい。

唯根委員：そうすると私たちが見ることができるのも6月1日以降ということか。

三浦課長：その通りである。

②再勧誘防止システム等について

石戸谷委員長代理：自主規制規則の改正のうち、再勧誘を防止するシステム等の導入義務に係る規則等紛争処理に関する標準処理期間の短縮化以外のものは本日時点では日商協のホームページでは確認できない。また自主規制規則が策定されても、商先業者各社はその段階から社内規程の作成を進めなければならないため、そこでタイムラグが生じてしまふのではないか。

また、再勧誘を防止するシステムの具体的な内容についてもう少し説明を頂きたい。

三浦課長：タイムラグが生じないよう商先業者各社に内容の周知をしながら策定をしている。タイムラグが生じないよう実施したい。再勧誘防止のためのシステムとは、電話発信規制システムのことであって、発信してはいけない電話番号をいれておくとその番号に発信できなくなるものであり、対象となる事業者には規則策定と並行して調整を行っている。従って、6月1日以降突然新しい規則が課される、各社が慌てそれに対応しなければならないということではない。

鈴木課長：チラシについては、中身がほぼ完成しているもの一部調整が必要な箇所があるのではまだお示しすることはできないが、まもなく完成し印刷を始めるところであって、5月中旬には消費者センター等に渡せる。

石戸谷委員長代理：再勧誘防止システムは顧客が不招請勧誘の条件を満たさないものであることが判明した場合だけではなく、顧客から勧誘を受けたくない意思が表示された場合にも利用されるという理解でいいか。

三浦課長：ご理解の通りである。

高橋委員：再勧誘防止システムに登録するということは、勧誘は社内の特定の電話機からのみ実施するということで従業員の携帯電話から行われることはないということか。

三浦課長：社内のどの電話機からでもこのシステムがあれはかけていい先にかかることがないというのがこのシステムの趣旨である。

高橋委員：電話勧誘 자체は、スーパーバイザーやいるような特定の環境下でのみ実施されるという内部統制が動かれるという理解でいいか。

三浦課長：そういうことが前提になる。そもそも再勧誘は禁止というルールがあり、その他に契約条件を満たさないことが判明した相手に再度電話を掛けることもいけないということがルールとしてあり、それらを確実にするために社内の全ての電話機はシステム的にコントロールできるのだから、きちんとコントロールしなければならないということが加わるというイメージで捉えてもらえばいい。

高橋委員：最初の勧誘も同じ電話機が使われるということでしょうか。

三浦課長：そう捉えてもらっていい。ただし、電話以外に訪問というアプローチがあるのではそれはこのシステムでは対応できない。それについてはルールで規制するということである。

### ③市場拡大の見込みについて

高橋委員：新しい勧誘を活用すると言っているのは何社あるのか。

三浦課長：今の時点で2号・3号を使った営業をどこかの時点で実施するかもしれないと言っているのは15社ほどである。この中にはやるかもしないやらない性等も含まれる。

高橋委員：不招請勧誘禁止の見直しは市場活性化のためという大義名分があつたと思うが、電話訪問勧誘をして条件を満たす顧客を見つける確率、その顧客が理解度確認テストを受ける確率、その後テストに合格して取引開始に至る確率といふのはどれくらいか。所管官庁として、当然コミュニケーションをしているのだろうから教えてもらいたい。

三浦課長：確率は定量的には把握していない。年齢条件・資産収入条件等は統計情報から把握できるかもしれない方がクリアーアされて、その先どれくらいの方が申し上げるのは難しい部分だと思う。

ただし今回、丁寧な手順を踏む必要はあるものの、顧客ベースの拡大に道ができたことはできたといえるため、我々としては市場活性化につながることを期待しているという気持ちである。

### ④顧客名簿の入手方法について

高橋委員：新しい勧誘に対応した内部統制システムを構築する企業であれば当然収益計画を立てているはずなので、監督官庁として把握しているのではないかと思いつく質問したのだが、明確な回答が得られなかつたのは残念である。

それと電話・訪問する相手先のリストはどこから入手するところ認識しているか。

三浦課長：それは事業者ごとに色々なパートナーがあろう。一つのやり方としてはセミナー等を開催してそこでエントリーシートに記載してもらうという方法が考えられる。

高橋委員：セミナー開催は勧誘には当たらないのか。

三浦課長：セミナー 자체は開催を告知して、受講を希望する顧客が応募してくるといったものであろう。

高橋委員：そこでアンケート用紙に关心があると記載した顧客に対して勧誘をするというパターンを当局としては想定しているということか。

三浦課長：その通りである。

高橋委員：そこは入口としては相当甘いと感じていて、セミナーでその気にさせているわけだからその段階で勧誘行為に入っていると思うが、その点はどう考へているのか。また、この時代個人情報保護法の施行もあるし、経済省でも名簿屋の規制をしているということがある。今まではNTTの電話帳や売買される名簿からカモリストのようなものを作つて勧誘がおこなわれるということがかなりあったのではないか。そういう事情も当然に検討した上でこういう施策の実施状況を監視してもらう必要があると思うがそこの点はどうか。

三浦課長：名簿の取扱いを含めた個人情報の取扱いに関する諸法令を犯すことなく活動しなければならないことは当然のことと考えている。それは今回の省令改正云々に限らず、かつこの商品先物業界に限ったことではない。

### ⑤永久追放制度について

唯根委員：悪質な外務員の「悪質」とはどういう定義か。

三浦課長：永久追放については他に類似の制度もあるため、そういうものも参考にしながら検討していただきたい。証券業では既に永久追放制度が存在していて、当該制度では証券業の信用への悪影響が特に著しい行為を行った者を悪質だとみなしているようであるので、こういうことを参考に検討していくたいが、例えば詐欺的な勧誘を行つた者や不当な勧誘を組織的に行うことなどを主導した者はこれに該当するのではないかと思っているが、これに限るという風に限定すると却つて使いにくくなる面もあるだろうから、最後は実質的に判断できるようにしたい。

### ⑥電話等の録音について

石戸谷委員長代理：実質的に招請があつたと認められない場合を明確化することであり、招請の有無が争点にある。広告を見て電話すると社内のチェックシートには「招請あり」と記載されて、検査に入つても書類上は招請があつたことになっているが、本当のところはよく分からぬという場合もある。こういうことに対応するために電話録音システムを導入するとかなりすっきりするが、そういう考へはないのか。

三浦課長：録音義務に関しては、2,000人以上いる外務員の全ての会話を録音するのはあまり現実的ではないが、他方で様々な間違い・誤解を防止することは大切なので、ルールで対応できる箇所はルールの作り込みで対応していかたい。例えば一定の期間を設けて当該期間内であれば、本当に顧客の側が取引したいと思って電話してきてても形式的に取引できないルールにする等実効性ある規律にしたい。そのため、電話・訪問をした時にはログをつけることを義務付けるルールも作っていただきたい。そのたま、電話・訪問をした時には口が把屋できるようにし、同じ顧客にアプローチする別の外務員は必ずその記録を見て、条件を満たしていない顧客であればアプローチしてはいけないということが確保されるようになつた。

石戸谷委員長代理：どういうルールにするかはあるが、実質的にそういう方向でぜひやっていただきたい。因みに顧客の数が桁違いに多い証券業では録音システムは既に導入されている裁判にも使われるのと、導入できないのではないか、書類に残す方法だと人の手が加わってしまうし、最近の行政処分でも取引の委託を行わない旨の意を繰り返し表示した顧客に対して取引の委託を勧める旨の勧誘を行っていた例があるので、録音を導入することで、社内の規律を守らなければならぬという緊張感も生じるのではないか。

三浦課長：なかなか兼ね合いバランスという点で難しいところである。ちなみに記録に記録及び保存が義務付けられているのでそのことを指していると思われるが、録音はあくまで例示であって、顧客とのすべての会話を録音することを義務付けるレベルまでには証券業もいつないと承知している。ただ、市場活性化を進める一方で顧客の保護も確保しなければいけないということは重々理解しているので、両立できる範囲で様々な手段で顧客保護に留意していく。これからもしっかりと顧客保護を損なうことのないよう頑張つていきたい。

#### ⑦公益通報者保護制度の活用について

齊藤委員：内部統制はチェックリストだけではなく公益通報者保護制度と抱き合わせでないといふまく機能しないが、主務省では通報先を定めてそれをアピールしているのか。

三浦課長：経産省のどの部局が通報を受け付けているのかについては持ち合わせていないが、形式的なチェックリストだけではなく内部統制が機能しないのはご指摘の通りであり、内部統制は生き物であるのとそこに関わる人がしっかりとやらなければならない。今回も内部統制がしっかりと確立されているかどうかに關して書類の提出を要請しただけではなく、面談で本当にできているのか、誰が責任者なのか等を確認している。今後も頂いたご意見を踏まえてよく担保していきたい。

吉川監督官：苦情等も含めた情報提供先といふ意味で商取引監督課の中に相談窓口を設けている。その中に一定の割合で企業の現役の従業員からの通報も受けている。公益通報に関しては通報者を保護することが義務付けられているため、そのためのセクションが経産省の中に設置され通報があれば該セクションと担当課とで協力しながら対応している。

#### ⑧消費者庁が実施した消費者アンケート調査の結果について

高橋委員：不招請勧誘の禁止に関する調査をしたところ、96%の回答者が電話・訪問勧誘を受けたくないという結果が出ている。消費者の意識はここまで来ているということを踏まえて様々な措置を講じてもらいたいし、6月から改正省令を施行しても改める必要があればばからずやつてもらいたい。その際、事業者に法令

違反があればその情報が主務省や消費者庁に入る仕組みを作ることが重要である。  
9割以上の消費者が電話・訪問勧誘を受けたくないと回答していることにコメントがあれば伺いたい。

消費者庁：特商法の見直しに関して消費者に対してアンケート調査を実施した。本アンケートは特商法をどうしていくかということを検討する際の材料の一つであるが、特商法をどのように見直すかによるが、現時点では特商法の対象でない取引もあり、それは当該他の法律で消費者保護を図っていく構造になっている。商品先物取引については施行後問題が起ころうかどうかについては3省庁でフォローし、問題が起きれば見直すといふことにしており、まずはそういう形で進めていくということだらうと理解している。

#### ⑨ADRの周知徹底について

唯根委員：ADRの周知徹底については保険会社が申込みの時点で説明しているということがあるので、そういう事も参考にして農水省・経産省の窓口についても周知してもらいたい。

#### ⑩委員長による総括

河上委員長：今日は3省庁から新制度実施に向けた力強い説明を聞くことができ、大変頼もしく感じた。ただ、消費者被害が生じるのではないかという懸念は依然として払拭されていない。また重層的な委託者保護策が機能するかどうかの保証はないので、今後もしっかりとモニターしてもらいたい。今回の法理論的な問題等もあったが、それはそれとして施行が間近に控えているので3省庁は消費者被害防止のために最大限の取組みをお願いしたいし、勧誘に関する苦情相談が少しでも増加する兆しが見えたから省令改正を検討してもらいたい。

さきほど、電話訪問に関する消費者アンケート結果について紹介があったが、普通の商品でもそういう状態である。ましてやリスクを含んだ複雑な商品を消費者が購入するということではない限り、範囲については否定的な考えに今後近づいていくだろう。そういう意味では不招請勧誘禁止はもう少し一般的な意味を持つと思っている。

それと勧誘の前のポジティブリストについては事業者に提示済みだということがあるが、そのようなポジティブリストで十分かどうか消費者委員会としても検証する必要があるため、提出してもらいたい。

以上

〔先物协会事務局 作成〕



*Commodity Futures Price Charts*

# CRUDE OIL

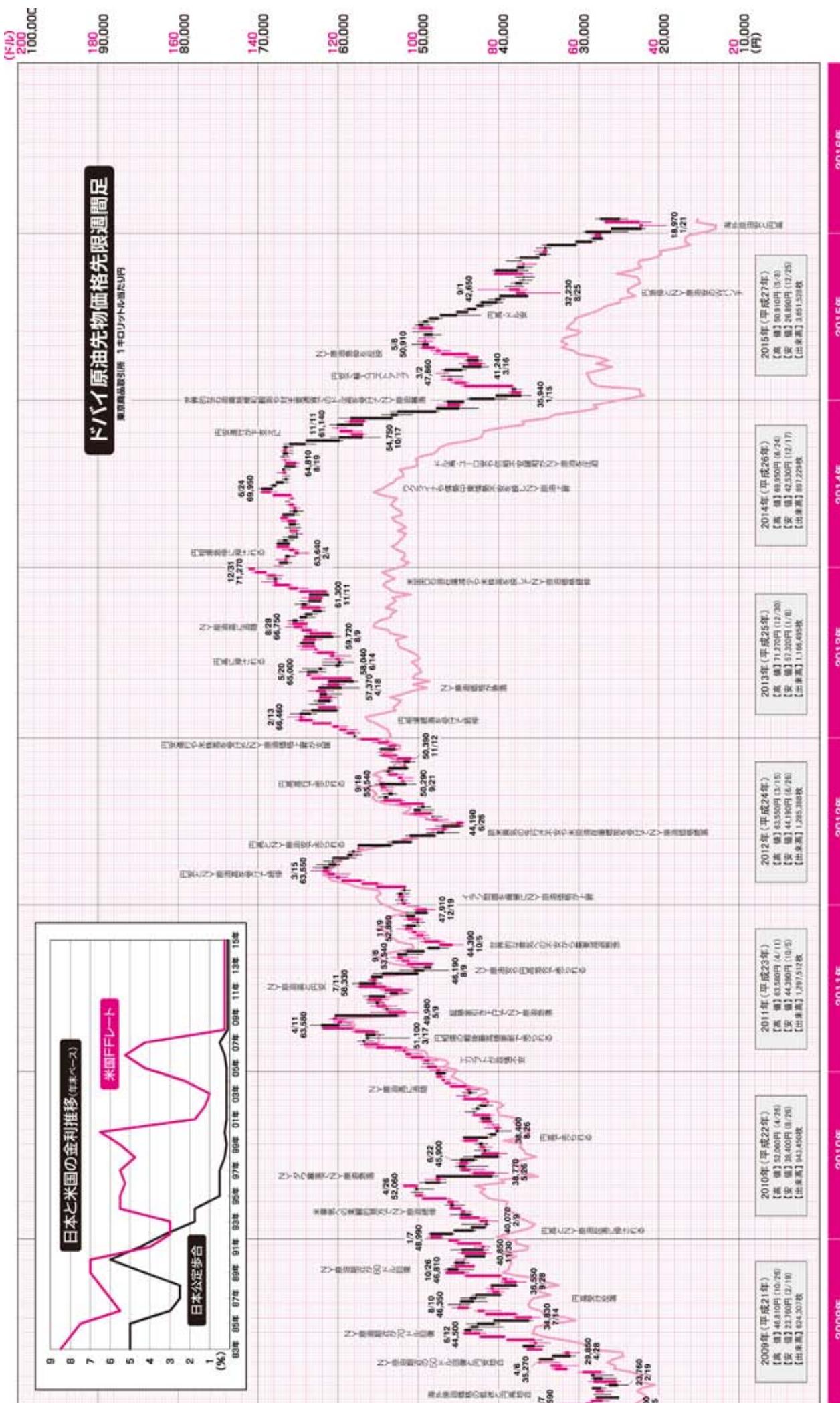
東京／ニューヨーク【原油先物価格チャート】

(ドバイ原油)

**TOCOM**  
Tokyo Commodity Exchange

日本商品先物振興協会  
JAPAN COMMODITY FUTURES  
INDUSTRY ASSOCIATION

商品先物取引は元本が保証されているものではなく、利益を得る可能性もありますが相場の変動により損失が生じることもあります。お取引にあたっては自己責任のもと、ご自身の判断で行ってください。



♪本メールは、日本商品先物振興協会のメールマガジン「CX早耳情報」に登録いただいた方に配信しております。♪

☆★☆ CX早耳情報3月号 (2016/2/29) ☆★☆  
もつとくわしく、もっとしたのしく♪♪  
学ぶ、得する、参加する♪♪♪

中村 信次 (㈱商経アドバイス事務取締役)  
【日時等】大 阪 28年3月4日(金) 17:30~19:40  
東 京 28年3月11日(金) 17:30~19:40

【詳 細】[http://www.jcfcia.gr.jp/img/cx\\_seminar/cx2425\\_flier.pdf](http://www.jcfcia.gr.jp/img/cx_seminar/cx2425_flier.pdf)

【主 催】日本商品先物振興協会、㈱東京商品取引所、大阪堂島商品取引所

2. どうなる株・金・為替 『賢い人の資産防衛・投資戦略』

【講 師】木村 佳子氏 (経済評論家)

【日時等】名古屋 28年3月5日(土) 13:00~15:00

東 京 28年3月12日(土) 13:00~15:00

大 阪 28年3月19日(土) 13:00~15:00

【詳 細】<https://www.okachi.jp/seminar/detail/20160305.php>

【主 催】開地㈱

(協賛: 日本商品先物振興協会)

▼本日ご案内のセミナー  
東京 7本  
大阪 3本  
名古屋 1本  
-----♪-----♪-----♪-----♪-----♪-----♪  
詳細は⇒ <http://www.jcfcia.gr.jp/seminar/cxbeginner/>  
-----♪-----♪-----♪-----♪-----♪-----♪

3. 知っている人は買っている!?

【講 師】植田 進氏 (横浜総合FP事務所代表)

【日時等】東 京 28年3月5日(土) 13:00~15:00

【詳 細】[http://www.nihon-fs.co.jp/seminar/info/20160305\\_tokyo/](http://www.nihon-fs.co.jp/seminar/info/20160305_tokyo/)

【主 催】日本ファイナンシャルセキュリティーズ㈱

-----♪-----♪-----♪-----♪-----♪

4. ひろこの知らないコモディティの世界 ~コモディティ投資の魅力~

【講 師】小菅 努氏 (マーケットエッジ(株)代表・商品アナリスト)

大橋 ひろこ氏 (フリーアナウンサー)

【日時等】大 阪 28年3月6日(日) 13:00~15:00

【詳 細】[http://www.nihon-fs.co.jp/seminar/info/20160306\\_osaka/](http://www.nihon-fs.co.jp/seminar/info/20160306_osaka/)

【主 催】日本商品先物振興協会

(協賛: 日本商品先物振興協会)

-----♪-----♪-----♪-----♪-----♪

5. 無料CX・FXセミナー 陳さんのFXレベルアップセミナー第6弾

【講 師】陳 規熙(ちん きょうき) 氏 (サンワード貿易 チーフアナリスト)

【日時等】東 京 28年3月8日(火) 19:00~20:30

【詳 細】<http://www.sunward-t.co.jp/seminar/2016/20160308/index.html>

【主 催】サンワード貿易㈱

-----♪-----♪-----♪-----♪-----♪

1. CX市況講演会～コモディティおもしろい理由無限大

【講 師】江守 哲氏 (エモリキヤビタルネジメント㈱代表)

小菅 努氏 (マーケットエッジ㈱代表)

6. スマートCX特別集中講座

【講 師】高垣 建作氏（IS本部 次長）  
【日時等】東京 28年 3月 26 日（土）10:00～12:30

【詳 細】[http://www.okayasu-shoji.co.jp/seminar/seminar\\_smac.htm](http://www.okayasu-shoji.co.jp/seminar/seminar_smac.htm)

【主 催】岡安商事（株）  
(協賛：日本商品先物振興協会)

▷-----▷-----▷

7. 午堂登紀雄の資産運用戦略（東京）

【講 師】午堂登紀雄氏（（株）エデュビジョン代表取締役）  
【日時等】東京 28年 3月 26 日（土）10:00～12:00

【詳 細】<http://www.sunwardt.co.jp/seminar/2016/20160312/index.htm>

【主 催】サンワード貿易（株）  
▷-----▷-----▷

8. 岡安商事経済講演会 2016  
【講 師】須田慎一郎氏（ジャーナリスト）

小渊大樹氏（東京商品取引所理事）

荒井勇介氏（岡安商事（株）リテール事業部副部長）  
【日時等】東京 28年 4月 23 日（土）13:00～16:00

【詳 細】[http://www.okayasu-shoji.co.jp/temp/2016\\_kouenkai/index.htm](http://www.okayasu-shoji.co.jp/temp/2016_kouenkai/index.htm)

【主 催】岡安商事（株）

(協賛：日本商品先物振興協会)  
▷-----▷-----▷

ギフト券をプレゼント！

【キャンペーン期間】現在絶賛実施中！ 2016年3月31日（木）まで

【提 供】㈱コムテックス  
【詳 細】

[http://www.comtex.co.jp/tradeone\\_campaign/campaign2016-02\\_02.php](http://www.comtex.co.jp/tradeone_campaign/campaign2016-02_02.php)

▷-----▷-----▷

3. 商品先物オンライントレード「手数料50%還元サービス」キャンペーン

【概 要】

商品先物オンライントレード「EVOCX」では月間手数料額に応じて手数料をキャッシュバックするキャンペーンを実施中。

月間手数料額の50万円を超えた部分から50%の金額を還元します。

【キャンペーン期間】現在絶賛実施中！ 3月31日（木）15:15まで

【提 供】EVOLUTION JAPAN㈱

【詳 紹】<http://www.evocx.com/exvocx/campaign/02.html>

4. 手数料値下げキャンペーン

【概 要】

負けない投資家のためのインターネット商品先物取引「Expert」では手数料値下げキャンペーンを再延長して提供中。業界最安値水準に挑戦！

【キャンペーン期間】現在絶賛実施中！ 3月31日（木）まで

【提 供】岡藤商事㈱

【詳 紹】

[http://www.shoutinsakimono.com/expert/campaign/campaign\\_s/59869/](http://www.shoutinsakimono.com/expert/campaign/campaign_s/59869/)

❖-----❖-----❖  
❖-----❖-----❖  
❖-----❖-----❖

キャンペーンのご案内

☆☆☆-----☆☆☆-----☆☆☆

CX（商品）の世界からあなたのポートフォリオを読むのなら。

<http://column.ex.minkabu.jp/>

ほしい情報でんこもり！コモディティコラムを！！！

☆☆☆-----☆☆☆-----☆☆☆

■本メールサービスの解除をご希望の方は、件名を「CX早耳情報受信解除」として本メールに返信して下さい。

■配信元：日本商品先物振興協会  
掲載記事の無断転載を禁じます。

[http://www.kanetsu.co.jp/specialinfo/specialinfo\\_pdf/gold\\_201601.pdf](http://www.kanetsu.co.jp/specialinfo/specialinfo_pdf/gold_201601.pdf)

Copyright (c) 2016 JCFTA All rights reserved.

2. 新規口座開設 “最大10万円ギフト券プレゼント” キャンペーン

【概 要】

期間中に新規口座開設し新規建玉されたお客様に、最大で100,000円分の

Presented by  
東京商品取引所  
大阪堂島商品取引所  
日本商品先物振興協会

## 第20回 CX市況講演会



## 第19回市況講演会 2015 とにかくコモディティが おもしろい!

Presented by  
東京商品取引所  
大阪堂島商品取引所  
日本商品先物振興協会



第一部 17：30～18：30  
<農産物・ペルディスカッション>  
演題：大豆ロコシ・大豆相場を読み解く急所  
講師：**毛井 幸一郎**  
(Market Strategy Institute Inc. 代表)



第一部 17：30～18：30  
<農産物・ペルディスカッション>  
演題：トナロコシ・大豆相場を読み解く急所  
パネル：**森田 动**（東商取農産物アリスト）  
**船村 和久**（東商取農産物アリスト）  
**モデレーター 大豆ひろこ**（フリーアナウンサー）  
世界経済がやかなか回復基調を続ける中で、  
実体経済は食糧、資源、エネルギーとしてのト  
ウモロコシ・大豆の需要をどこまで喚起させる  
のか。また生産者アートージにに入った米国で、自  
然の力。「天候リスク」はどういう風に相場に作用  
するのか。東商取農産物アリストの二人から  
トウモロコシ・大豆相場を読み解く急所をあま  
すことなく引き出す。



○ 東京外環道日比谷線、小伝馬町駅  
1.3番出口より徒歩5分  
○ 東京外環道日比谷線、都営浅草線、  
人形町駅 A5出口より徒歩7分

6月9日(火)  
17:30 開演 (17:00開場)  
東京商品取引所にて  
東京都中央区日本橋蛎殻町1-10-7

○ 東京外環道日比谷線、小伝馬町駅  
1.3番出口より徒歩5分  
○ 東京外環道日比谷線、都営浅草線、  
人形町駅 A5出口より徒歩7分

受講料  
**無料**

お申込は  
**コチラ**

または  
日本商品先物振興協会  
☎ 03-3664-5731

○ 第一部  
<貴金属・原油講演会> 17:30～18:30  
演題：ヘッジファンドマネージャーの市場の見方  
世界経済と原油・貴金属市場の動向と今後  
講師：**江守 哲**（エモリキャピタル マネジメント代表）

○ 第二部  
<為替講演会> 18:40～19:40  
演題：米国金融政策の歴史的大転換と  
為替の行方＆相場観を養うコツ  
講師：**岡安 盛男**（レグザム フォレックス代表）

2007年9月から始まり8年近く続いた低金利政策  
からの大転換が今年9月からようとしている。この歴  
史的な大転換は為替市場だけではなく、株や債券、  
そしてコモディティ市場にとっても大きな変化  
から今後の原油・貴金属市場の動向を読み解く。ヘッ  
ジファンドの思考経路を理解することで、市場動  
向に翻弄されない投資家になる。

**7月15日(水)**  
開演：17:30 (17:00開場)  
会場：東京商品取引所  
(中央区日本橋蛎殻町1-10-7)

○ 東京外環道日比谷線、小伝馬町駅  
1.3番出口より徒歩5分  
○ 東京外環道日比谷線、都営浅草線、  
人形町駅 A5出口より徒歩7分

# コモディティもいろいろ理由無限大

第22回 CX市況講演会



9月15日(火)開演:17:30  
於:東京商品取引所

80名様限定  
受講料  
無料



# CX市況講演会 2015

## 地球を読む コモディティを読む



第一部  
<農産物・コメ>  
17:30~18:30



演題: 今年の天候相場とチェックポイント  
~トウモロコシ・大豆・コメ  
講師: 松岡 康彦 (週刊商品データ 編集次長)

第二部  
<貴金属・原油>  
18:40~19:40

演題: ヘッジファンドマネージャーの市場の見方  
世界経済と貴金属・原油市場の動向と今後  
講師: 江守 哲 (エモリキャピタル  
マネジメント代表)

するものが天候で、その年の生産量がそれらの需給を大きく左右する。天候が不順なら生産量が減少し価格は上がりやすく、逆に順調なら価格は下落しやすくなるからだ。トウモロコシ・大豆、コメとともに供給過剰の状態にあるが、夏場の天候次第で需給に大きな変化が出てくる可能性もある。このセミナーの狙いは、今年の天候相場の特徴とチェックポイントを明らかにすることがある。

第二部 <石油・ゴム講演会> 18:40~19:40  
需給が緩んでいる原油とゴムの  
反転の機会は何か?

近藤 雅世氏  
(株)コモディティインテリジェンス代表  
中国発の世界的な株安でリスク資産からの資金逃がれが続いている。その主たる原因是中国における経済成長の伸びの鈍化にある。その影響は果たしてどこまで及ぶのか。原油と天然ゴム価格は需要の減退と生産の過剰により下落が止まらない。需給から見る限り価格が上昇する要因はそこには見当たらない。ただそぞろに需給をばすでに大半が織り込み済みであるのも事実。今後何をきかげとして原油と天然ゴム価格は反転上昇するだろうか。



お問い合わせ  
日本商品先物振興協会  
☎ 03-3664-5731  
お申込は  
コチラ

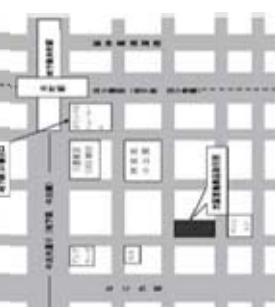
○ 東京外環日比谷線、小伝馬町駅  
1番出口より徒歩5分  
○ 東京メトロ日比谷線、都営浅草線、  
人形町駅 A5出口より徒歩7分

7月21日(火)  
17:30 開演 (17:00開場)  
**大阪堂島商品取引所**  
大阪市西区阿波座1丁目10番14号7

受講料  
**無料**  
先着80名様

または日本商品先物振興協会  
☎ 03-3664-5731

お申込は  
コチラ



第一部 <貴金属講演会> 17:30~18:30  
貴金属市場の現状と今後の予想  
～中国経済低迷の影響はいかに?～  
池水 雄一氏  
ICBCスタンダード・バンク東京支店 支店長  
上海株式市場の暴落を受けて瞬く間に世界に広がった中国経済の減速懸念。東京、ニューヨークの株式市場、為替市場が激しく動揺している。いま、そしてこれから市場も大きめに動いていている。いま、そなへんの世界経済と貴金属市場に大きなインパクトを与える中国経済動向、米国FRB金融政策はどう向かうのか。為替動向、さらには米国需要の動きももちろん貴金属市場の行方を考える。

# コモディティもいろいろな理由で無限大

## 第24回 CX市況講演会

3月4日(金) 開演:17:30  
於:大阪堂島商品取引所

お取引先の商品先物会社外務員  
または日本商品先物振興協会広報部  
☎ 03-3664-5731



80名様限定  
受講料  
無料

第一部 <コメ講演会> 17:30~18:10  
『平成28年度コメ相場の  
展望と最新トピック』

中村 信次氏 様 商経アドバイス専務取締役

コメ消費と需給の動向、政治介入も絡んだ生産目標の設定と飼料用米  
増産の見通しから平成28年産米(主食用)の相場展開を考える。また減  
反収支の同理。TPP大筋合意による影響についても私見を提示したい。  
また最近のコメ生産・流通をめぐる新たな動きなども紹介しながら、コメ先  
物取引の振興につながるよう情報提供に努める。



▲ 江守 哲氏



- 東京外環バイパス 1.3km出口より徒歩5分
- 東京外環バイパス、都営浅草線、人形町駅 A5出入口より徒歩7分

# コモディティもいろいろな理由で無限大

## 第23回 CX市況講演会

11月5日(木)開演:17:30  
於:東京商品取引所

80名様限定  
受講料  
無料



第二部 <為替> 18:40~19:40  
『2015年後半の  
為替マーケットを読みむ】

YEN 蔡氏 様 ADVANCE 代表

FBIの利上げ時期後退観測で、為替市場はリスク  
オフの状態となっている。果たしてFBIは12月に利上  
げを断行するのか、それとも来年3月か、あるいはそ  
れ以降なのか? FBIの利上げ時期から市場の動きを  
予測する。一方、新興国、中国など他のリスク要  
因はなくなつたのか? リスクオンの流れが続く場合の  
株式市場と、ドル円、クロス円はどうまで上昇するの  
か。逆にリスクオフの流れが短期で終了した場合の  
安値はどうならぬか。日銀、ECBの追加緩和の可能性  
はあるのかを考える。

世界を代表するトレーダー、ウイリアム・D・ギャン氏  
が提唱する「ギャン理論」をもとに投資で成功するた  
めの28の鉄則」を徹底解説。資金管理、リスク管理の  
ツボはもちろん、トレードにおける必須事項をあますこ  
どなく伝える。「トレーリングストップ」「銘柄分散」「ナンピンの禁止」  
「ピラミッティング」など、一世紀を超えていまもなお  
またのトレーダーがルール作りのベースとしている基  
礎的な考え方と手法を知らせるべく、トレーディングにつ  
いためのヒントを授けたい。

- お問い合わせ  
日本商品先物振興協会  
☎ 03-3664-5731
- お申込は  
コチラ

○ 大阪市営地下鉄  
四つ橋線、中央線、御堂筋の  
本町駅23番出口 徒歩5分

『変動する世界経済と国際商品の行方へ  
ヘッジファンドマネージャーの視点で  
語る金・原油・為替・株式市場』

江守 哲氏 エモリキャピタルマネジメント㈱ 代表取締役  
今年は株高を予想する声が多くかった。しかし、結果はその逆である。ま  
たドル円も円安を år込む声が多くったが、これも全く逆で、大幅な円高  
方向にある。中国を含め、世界経済の不透明感が一気に強まっている。  
世界同時株安や円高の要因、さらにはこれらの裏側にある経済環境につ  
いて解説する。また金融当局の政策や金融市场への影響について考察  
する。その上で、コモディティ市場の今後の見通しについて解説する。

**JCFTA 日本商品先物取引業者協会**

Presented by  
東京商品取引所  
大阪堂島商品取引所  
日本商品先物振興協会

上部 >> セミナー・キャンペーントップ情報

GO

TOPへ(ページへ)

# 第25回 CX市況講演会

# コモデイリイ理由

# おもじり大無限



開催日 3月11日(金)  
17:30(開場 17:00)  
東京商品取引所

第一部 <国際商品講演会> 17:30~18:30  
『変動する世界経済と国際商品の行方  
ヘッジファンドマネージャーの視点で語る  
金・原油・為替・株式市場』

江守 哲氏

エモリキヤビタルネシメント㈱ 代表

今年は株高を予想する声が多かった。しかし、結果はその逆である。またドル円も円安を見込む声が多くたったが、これも全く逆で、大幅な円高方向にある。中国を含め、世界経済の不透明感が一気に強まっている。世界同時株安や円高の要因、さらにこれらの裏側にある経済環境について解説する。

また金融政策や金融市場への影響について考究する。

その上で、コモディティ市場

の今後の見通しについて解説する。



▲ 小菅 努 氏

第二部 <農産物講演会> 18:40~19:40  
『農物相場の最前線、  
2016年度の作付け前夜』

小菅 努 氏

マークエットエッジ㈱ 代表

東京商品取引所で取引するトウモロコシと大豆を中心とした最新の穀物需給動向と展望を中心に解説する。また概ね半分が終った上で、今までなく北半球で始まる16/17年度の天候相場への懐度もなしに開いて総括と今後との展望を踏まえた上で、間もなく北半球で始まる16/17年度の天候相場への解説にとどめらざる。さらには現状や見通しの解説にとどめらざる。今後の穀物需給・価格・需給・投資セミナーを行いたい。金艘を通じては、標準的なファンダンガルズ分析から見えてくる穀物相場の紹介としたい。



▲ 江守 哲 氏

上部 >> セミナー・キャンペーントップ情報

協賛セミナー情報

- 日本商品先物振興協会会員・準会員が開催するセミナーへお誘い、商品先物取引の普及啓発に関する情報をご質問いただけます。
- 本会が協賛しているセミナーは以下の通りです。各セミナー情報内の「詳細情報」をクリックして頂くより詳しい情報をご覧いただけます。
- 現在6本のセミナーをご紹介しております。

開催企業名	有料/無料	セミナー名と概要	開催日	開催場所
サンワード貿易株式会社	無料	長引く不況に強い金 (講師:林 刚行氏 業務課長)	2016/6/11(土)	大阪
日本ファイナンシャルセキュリティーズ	無料	世界経済と「ゴールドの行方」 (講師:江守 哲氏 業務課長)	2016/6/18(土)	東京
株式会社コムテックス	無料	「テクニカルボイントを掴め!【大阪＆東京】 ～テクニカル分析の「ボイントを押さえろ～」」 (講師:安村 武彦氏 業務課長)	2016/6/2(木)	大阪
北辰物産株式会社	無料	HOSINブレミアムセミナー (講師:林 刚行氏 業務課長)	2016/6/8(水)	東京
サンワード貿易株式会社	無料	午堂登記の資産運用戦略 (講師:牛堂 登記選氏 ほか 業務課長)	2016/6/11(土)	長野
岡地株式会社	無料	岡地式会社 投資セミナー (講師:江守 哲氏 業務課長)	2016/6/28(土)	名古屋
			2016/6/4(土)	東京



お取引先の商品先物会社 外務員  
または日本商品先物振興協会広報部  
☎ 03-3664-5731

お申込は  
コチラ

- ・預託された証拠金は「値洗い損」や「決済損」の清算に充当されます。

### ■ 有価証券も証拠金に充当できます。

現金だけでなく、市場性のある有価証券も証拠金として預託することができるので、利息や配当金を受取りながら、商品先物取引を行うことが可能です。もちろん、有価証券の値上がり益も期待できます。  
 なお、証拠金として預託できるのは換金可能性等を勘案して清算機関が定めた有価証券に限ります。

### ■ 証拠金取引・レバレッジ取引であること

商品先物取引に限らず、有価証券や通貨の先物取引も含めた全ての先物取引に共通する特徴は「証拠金取引」であることです。

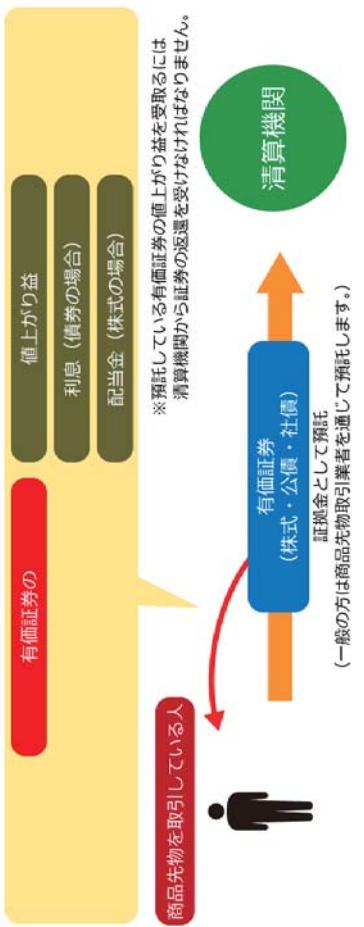
証拠金とは、先物市場で未決済契約（建玉（タチギヨク）といいます。）を保有している者が取引履行の担保として清算機関に差し入れなければならない金銭又は有価証券をいいます。清算機関とは、取引所の指定を受けて取引所取引に関する資金決済に関する業務を主に行っている組織です。

一般投資家の取引証拠金も、商品先物取引業者を通じて清算機間に預託されます。

預託された証拠金は、「値洗い」によって生じた評価損や「差金決済」によって生じた決済損の清算に充てられます。

### ■ 証拠金とは・・・取引履行の担保

取引証拠金の基準となる額は清算機関が定めていますが、商品先物取引業者が顧客から取引の委託を受けける場合はリスク度合いを考慮して、基準額を下回らない範囲で「委託者証拠金額」を設定する場合があります。

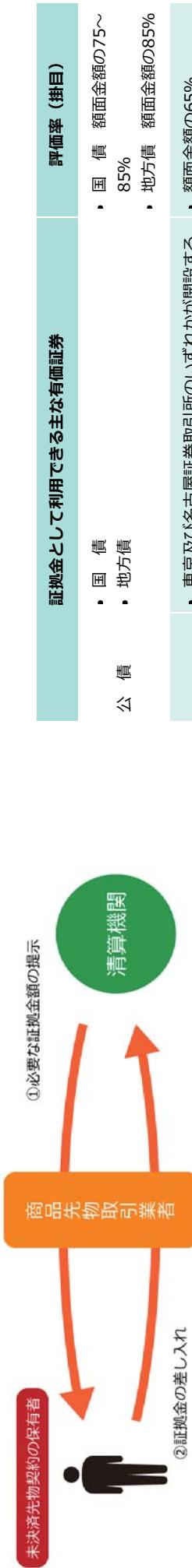


### ■ 有価証券を証拠金として利用する場合に気を付けなければならないこと



〔充用価格は、額面金額や時価に所定の評価率（掛け）を乗じて算出します。〕

証拠金として利用できる主な有価証券	評価率（掛け）
・国債	額面金額の75%
・地方債	額面金額の85%
・東京及び名古屋証券取引所のいすゞかが開設する 市場の上場社債	額面金額の65%
・東京及び名古屋証券取引所のいすゞかが開設する 市場の株式第1部上場会社の発行する社債	額面金額の50%



・一般投資家の方は商品先物取引業者を通じて証拠金を差し入れます。

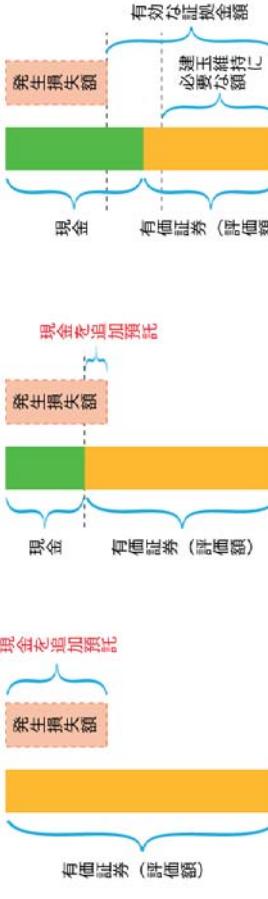
株 式	東京及び名古屋証券取引所のいすゞが開設する市場の第1部若しくは第2部上場銘柄	1部上場銘柄 時価の 70%
	福岡証券取引所の開設する市場の地方単独銘柄	2部上場銘柄 時価の 60%
	東京証券取引所の開設するJASDAQ市場（スタンダードに限る。以下同じ。）の上場銘柄（外國株式を含む。以下同じ。）	福岡証券取引所単独銘柄 時価の 60%
		JASDAQ銘柄 時価の 50%

(3) 商品先物取引に関する評価損失や決済損失が生じた場合、それらの損失に相当する額の全部または一部を現金により追加預託しなければならないことがあります。（下図①、②のケース）

- ① 有価証券のみを預託している場合  
② 現金と有価証券の双方を預託している場合  
(現金 < 発生損失額)

=>損失額を現金で追加預託

預託未定金



発生した損失の金額に相当する現金を追加預託しなければなりません。  
※現金を追加預託しなければならない状態であるにも関わらず、商品先物取引業者が指定する時限までに現金の追加預託がない場合、預託した有価証券が商品先物取引業者によって証券市場で売却され、現金不足額に充当される場合があります。（証券を売却して得られた代金のうち、現金不足額から損金相当額を徴収し、益が出ている者（益方といいます。）の口座に対して益金相当額を交付する「値洗い」という作業を行います。このとき、損金総額と益金総額は一致します。

## ■ 取引履行を担保する仕組みとは・・・「値洗い」制度について

清算機関では営業日が終了するごとに、先物市場に残っている全ての未決済契約について、前日と本日の終値の差額（その日の新規取引については約定値段と本日の終値の差額）をもとにして、計算上の損益を算出し、損が出ている者（損方といいます。）の証拠金残高から損金相当額を徴収し、益が出ている者（益方といいます。）の口座に対して益金相当額を交付する「値洗い」という作業を行います。このとき、損金を支払つてもうえないリスクが限定されます。

※現金を追加預託しなければならない状態であるにも関わらず、商品先物取引業者が指定する時限までに現金の追加預託がない場合、預託した有価証券が商品先物取引業者によって証券市場で売却され、現金不足額に充当される場合があります。（証券を売却して得られた代金のうち、現金不足額を差し引いた残余の額は顧客に返戻されます。）

また、取引に参加している人のうちの誰かが差金決済をしたときにも損方と益方が生じますが、このときも損方の証拠金残高から損金相当額を徴収し、益方の証拠金残高に益金相当額を交付します。

(4) 預託している有価証券の評価額は証券市場における時価の変動を踏まえて毎月更新されます。評価額が証拠金預託必要額を超過する場合は現金または有価証券を追加預託する必要があります。

① 有価証券の評価額が証拠金預託必要額を上回っている場合  
=>追加預託不要

② 有価証券の評価額が証拠金預託必要額を下回っている場合  
=>追加預託

③ 有価証券の評価額が証拠金預託必要額を下回っている場合  
=>追加預託



清算機関における値洗いは、直接清算取引を行うことができる清算参加者ごとにおこなわれます。が、商品先物取引業者を通じて取引している一般投資家の方も同じように、口座における証拠金残高の増減処理が行われます。

日々生じる計算上の損益を値洗いにより清算することで、取引に参加している全ての者が貸し借りのないフラットな状態で次の日の取引を始められます。このことは、損失が出ているのに損金を払つてもらえない（＝益金をもらえない）「信頼リスク」を限定されたものにしています。

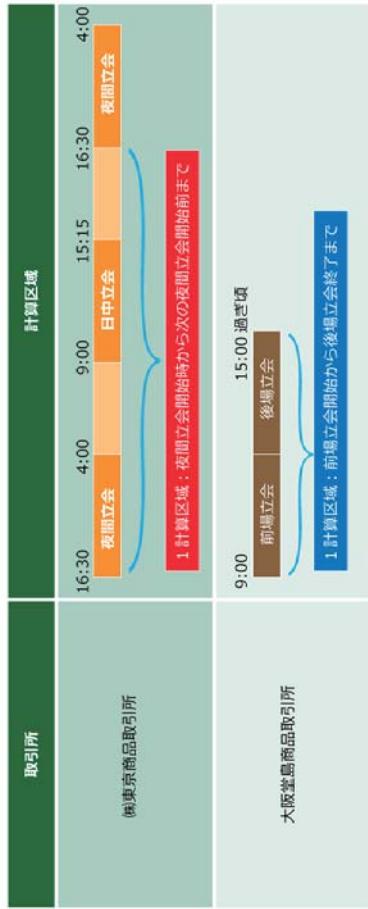
従つて、未決済の先物契約保有者が預託しなければならない証拠金の額は「次の1日の価格変動により発生しうる損失をカバーできる額」であれば

いいことになり、具体的な額は過去の一定期間の価格変動をもとにして清算機関が定めています。もちろん、1日の価格変動が各参加者が預託している証拠金の額を上回つて、預託している証拠金を全て充当しても損金全額を支払うことができない場合には、払つてももらえないリスクが残ります。

従つて、値洗い制度は信用リスクを「消滅」させることではなく、あくまで「限定」する制度であるといえます。

以下は金（キン）の標準サイズの取引をする場合の総取引代金と証拠金額の関係を表した図で、9.6万円の証拠金を預託するだけで、その約44倍の420万円の取引が可能になつていています。

ただし、証拠金額は価格変動が大きくなると臨時的に引き上げられることがありますので、余裕をもつて取引することを心掛けましょう。



### ■ レバレッジ取引とは・・・

証拠金は取引履行の担保金であり、値洗損金の清算原資があるという性質があるため、その額は、過去の一定期間の価格変動を基に次の1日分の価格変動をカバーできるよう清算機関が流動的に推定して定めており、上場商品の種類、市場の状況、取引する商品先物取引業者等によって異なるものの、総取引代金の概ね2～6%程度となっています。

その結果、少額の投資元本で大きな金額の取引を行うことが可能になつています。取引金額に対してわずか数パーセントの証拠金を預けるだけで行えるこのような取引は**デコ（レバレッジ）の原理**に似ていることから「レバレッジ取引」と呼ばれていて、資金効率がよいことがその魅力といえます。

### ■ 計算区域とは・・・取引における営業日・・・

計算区域とは、評価損益の清算（値洗い）、制限値幅やサーチットブレーカー幅の設定単位となる、いわば取引に関する営業日ともいえるもので、商品取引所ごとに設定されています。

一つの計算区域が終了すると帳入値段が決定し、それに基づき値洗いが実施され、翌計算区域の制限値幅やサーチットブレーカー幅も定まります。

では投資対象である金の価格が1%上昇した場合、投資元本に与える影響はどうなものであるかをみてみましょう。

420万円の1%は4.2万円ですので、買いてあれば1枚あたり4.2万円の利益、売りであれば4.2万円の損失となります。

これは投資元本である証拠金額9.6万円に対して43.75%もの高率であり、このように少ない投資資金で大きな利益を期待できるのがレバレッジ取引の最大の魅力です。  
しかし、価格が見込み通りに変動しなかった場合、元本に与えるダメージも大きなものになる**ハイリスク・ハイリターンの取引**であるともいえますから、「取引規模を小さめにする」「証拠金を多めに預託する」「見込みと違う場合早めに決済する」などのリスク管理が必要になります。



## ■ 元本保証のない取引であること

- 商品先物取引は元本保証のない取引です。
- 価格変動の状況次第では、預託した証拠金額を超える損失が発生する場合があります。

商品先物取引は、株取引と同様に投資資金に関する元本保証はありません。また、損失額が当初預託した証拠金を超過する場合もあります。その場合、超過した額を追加で支払わなければなりません。

金の標準サイズ取引では、価格変動が小さくても預託した証拠金に対する変動割合(は大きなものになると、1取引単位（「枚（マイ）」といいます。）は1,000グラムと定められておりますので、9.6万円の証拠金で取引できる金の総額は4,200円の1,000倍の420万円になります。

レバレッジ取引では、価格変動が小さくても預託した証拠金に対する変動割合(は大きいものになります)。

## 慎重なリスク管理が必要

取引期限のあるものは全て1つの商品につき6つの限月が設定されていて、1つの限月が納会により消滅すると、その後に新しい限月の取引が始まり（発会といいます。）、複数の限月の取引が並行して行われます。この図で言えば、4限月が消滅すると、その後に10月限が発会します。

元本を上回る損失が発生することもあります。  
10万円預託

預託証拠金

12万円の損失

値洗損失若しくは決済損失

預託証拠金額を超過する2万円を追加支払い

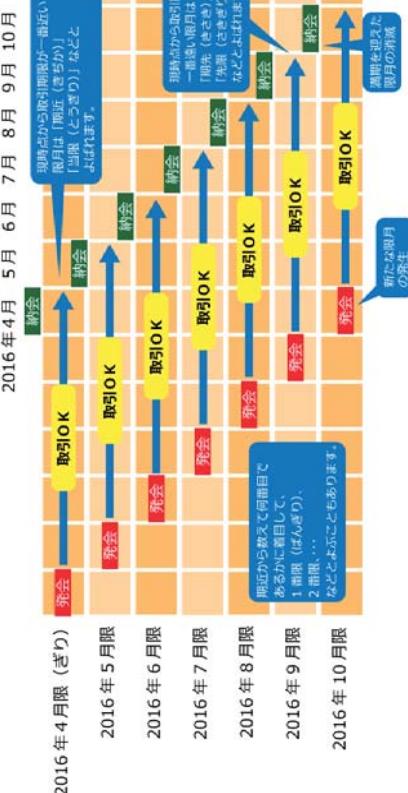
## ■ 取引期限があること

### 原則として、取引期限があります。

商品先物取引は、上場商品ごとに複数の決済期限が定められています。決済期限は月単位で定められていることから期限となる月を「限月（げんげつ）」といいます。なお、最近は取引期限の定めのない商品も登場しています。

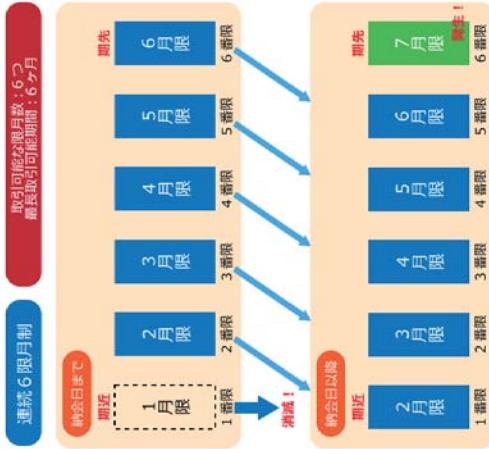
複数の限月で同時に取引されます

複数の限月で同時に取引されます



## ■ 限月について

限月の設定の仕方にも色々あります。以下では日本の商品取引所で採用されている代表的な限月設定をご紹介いたします。



※ 取引所によれば、納会日で期近限月が消滅してから新たに期先限月が発生するまでの間、限月の数が5つの状態になる商品もあります。

■ 連続6限月制  
東京パージガソリン、東京パージ灯油、東京ノバージ経由、ドバイ原油、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油、ゴム、小豆  
大阪燃易商品取引所 東京コメ、大阪コメ、小豆、冷凍工ビ

株式会社東京商品取引所に上場されている「東京コールドスポット100」は決済期限のない商品です。外国為替証拠金取引と同様、ポジションは自動的に翌営業日に持ち越されるため、期限にどうわざずに取引を行うことができます。



- 取引期間がないので短期的な相場変動を気にせずじっくり取引できます。
- 取引単位は100グラムです。これは通常の金の取引単位である1,000グラムの10分の1であることから、取引に必要な証拠金額も通常の金の10分の1です。また、通常の金と同じ値動きをした場合、発生する損益の額も10分の1になりますので、どちらかといえば「先物取引を体験してみたい」「大きな利益がでなくてもいいから大きな損失を被ることは避けたい」「安心して取引したい」といった方に向いている商品と言えます。
- 「総取引代金」及び「受渡し手数料」を支払えば、**100gバーを受取ることも可能です**。

## ■ 取引期間がない商品もあります。

- 株式会社東京商品取引所に上場されている「東京コールドスポット100」は決済期限のない商品です。外国為替証拠金取引と同様、ポジションは自動的に翌営業日に持ち越されるため、期限にどうわざずに取引を行なうことができます。
- 
- 東京コールドスポット100 の特徴
- 取引期間なし → じっくり利益を組えます。
  - 取引サイズは標準金の1/10 → 損益も証拠金額も10分の1です。

### ■ 偶数限月制

2,4,6~12月の偶数月ごとに、期近限月が先限月として発会します。  
取引可能な限月の数は6つ  
(日本の商品取引所の場合)  
最長取引期間は1年です。

### ■ 偶数限月制である銘柄

取引可能な限月数 : 6つ		最長取引可能期間 : 1年	
納会日まで		期近	
2月限	4月限	6月限	8月限
1番限	2番限	3番限	4番限
期先	10月限	12月限	1年
5番限	6番限	7番限	8番限

取引可能な限月数 : 6つ		最長取引可能期間 : 1年	
納会日まで		期近	
2月限	4月限	6月限	8月限
1番限	2番限	3番限	4番限
期先	10月限	12月限	1年
5番限	6番限	7番限	8番限

※ 取引所によつては、納会日で期近限月が消滅してから新たに期先限月が発生するまでのわすかの間、限月の数が5つの状態になる商品もあります。

### ■ 奇数限月制

1,3,5~11月の奇数月ごとに、期近限月が先限月として発会します。  
取引可能な限月の数は6つ  
(日本の商品取引所の場合)  
最長取引期間は1年です。

### ■ 奇数限月制である銘柄

取引可能な限月数 : 6つ		最長取引可能期間 : 1年	
納会日まで		期近	
1月限	3月限	5月限	7月限
1番限	2番限	3番限	4番限
期先	9月限	11月限	1年
5番限	6番限	7番限	8番限

※ 取引所によつては、納会日で期近限月が消滅してから新たに期先限月が発生するまでのわすかの間、限月の数が5つの状態になる商品もあります。

## ■ 取引期間がない商品もあります。

- 株式会社東京商品取引所に上場されている「東京コールドスポット100」は決済期限のない商品です。外国為替証拠金取引と同様、ポジションは自動的に翌営業日に持ち越されるため、期限にどうわざずに取引を行なうことができます。
- 
- 東京コールドスポット100 の特徴
- 取引期間なし → じっくり利益を組えます。
  - 取引サイズは標準金の1/10 → 損益も証拠金額も10分の1です。

## 会員の皆様へのWEBコンテンツの提供に関するお尋ね

平成27年11月12日

### 会員の皆様

日本商品先物振興協会

### 会員の皆様へのWEBコンテンツの提供に関するお尋ね

平素は本会の運営に格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

本会では、平成26年11月、商品先物市場の活性化についてネット投資家の参入拡大に焦点を当てて必要な施策を議論するため商品先物取引業者及び株式会社東京商品取引所を委員に迎え「ネット取引拡大検討小委員会」を設置し、平成27年1月に、FX顧客を含むネット投資家の商品先物取引への興味を喚起し、顧客層の裾野拡大を図ることが個人投資家の誘導策として重要である旨のとりまとめを行いました。

また、商品先物取引業者においては、WEBサイトは顧客獲得のための有用なツールの一つとされていますが、同小委員会のとりまとめでは、業界全体としてWEBを通じた情報発信力の強化に取組むことが必要ではないかとの問題意識も提示されました。

これらを踏まえ、本会は、会員の皆様のホームページが充実し有用なツールとして機能を発揮する一助となるべく、顧客ニーズに適うコンテンツを東京商品取引所と共同で作成し、利用を希望する社に無償提供することを検討しております。

つきましては、会員の皆様にWEBコンテンツを提供する施策に関して、別紙の通りお尋ねいたしますので、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

以上

### I. お尋ねの前提となる事項

1. 日本商品先物振興協会は東京商品取引所と共に商品先物取引に係るWEBコンテンツを作成し、利用を希望する会員商先業者の皆様に無償提供する旨の施設を検討しているところです。今般の「お尋ね」は本施策に対する皆様の利用ニーズを把握することを目的としております。
2. 利用を希望する社は以下の中から、お好きなコンテンツを選択して自社ホームページに掲載できます。
3. 自社ホームページへの掲載方法については別途ご説明いたします。
4. 利用を希望する旨のご回答をされた社に対しては、具体的な打合せのためのご連絡をさせていただきます。

### II. 提供予定コンテンツ（案）

- ・ 提供予定のWEBコンテンツの概要是以下の通りですが、これ以外にもご提案があり、一定のニーズがあれば対応いたします。
- ・ できる限りイラストを多用し、直感的に理解できるようなコントラーンを作成することを目指します。

#### （1）商品先物取引の機能

- ① 価格形成機能、ヘッジ機能、受渡機能、資産運用機能について
- ② 商品先物取引の特徴

- ② 証拠金取引・レバレッジ取引であること
- ③ ハイリスク・ハイリターンの取引であること
- ④ 元本保証のない取引であること
- ⑤ 原則、決済期限のある取引であること
- ⑥ 決済期限のない上場商品もあること（東京ゴールドスポット100）
- ⑦ 差金決済で取引を終えられるが、商品によっては受渡決済を選択することも可能であること
- ⑧ 受渡決済ができる商品はこれらです。（現物先物取引、東京ゴールドスポット100がEFP）

- （3）公設市場であること・上場商品価格変動要因について
  - ⑨ 公設市場について
  - ⑩ 各上場商品の特性と価格変動要因について
- （4）取引制度

- ⑪ 取引要綱（取引単位、受渡単位、呼直・倍率、立会時間等）について
- ⑫ 注文の種類・約定条件、時間優先・価格優先について
- ⑬ サーチトブレーカー制度について
- ⑭ S P A N 証拠金制度について
- ⑮ 取引してみようと思ったら
- ⑯ 商品先物取引業者について
- ⑰ 取引開始までの流れについて（適合性審査があります。等）
- ⑱ 相場を予想する方法について（ファンダメンタルズ分析とテクニカル分析）
- ⑲ 損益計算の例について
- ⑳ リスク管理の仕方について（うまく資産運用するために気を付けなければならないこと）
- ㉑ スマート C X （損失限定商品）について
- ㉒ 委託者が預けた資産の保全制度について
- ㉓ 税制について

- （6）商品先物取引の魅力と注意するべき点
- ㉔ 資金効率の高い取引ができる反面、証拠金を超える損失が発生する可能性があること
- ㉕ 株や債券などの伝統的な金融商品の値動きと相関が低い傾向にある現物保有の有無にかかわらず売りからでも取引ができる（＝相場の上昇と下落の両局面で利益を狙うことができる）

### III. 自社ホームページへの掲載方法

以下の方法を想定していますが、それ以外の方法を希望する場合、技術的に可能であれば対応いたしますので、個別にご相談ください。

#### （1）ファイル提供

当方から html ファイルを提供し、御社で既存のコンテンツとの調整等のセットアップ作業をしていただきます。  
取引所の立会時間・上場商品が変更される等記載内容に変更があった場合、ファイルの入替えが必要となります。入替用の新しいファイルは提供いたします。

#### （2）当方の WEB サーバーを介した提供

御社の HP 上でユーザーからリクエストがある都度、先物協会のサーバーに保存してある html ファイルと御社の既存のリソースとを合成して一體表示いたします。画面の左側や上部にフレーム等により常時固定のナビゲーションバーが表示される構成をとったらしくする社に向いていると考えられます。

れます。

記載内容に変更があつても先物協会のサーバーに保存してあるファイルを更新すれば、御社側のサイトで表示される際も自動的に更新後のファイルが表示されるのでメンテナンスの手間がかかりません。

サーバー情報（ログイン用 URL やパスワード等）を提供していただければ当方でセットアップ作業を実施いたします。そうでない場合、提供するファイルの本会サーバー上のパスを提供いたしますので、御社でセットアップをしていただく必要があります。

#### （3）その他

上記以外に技術的に可能な方法を提案していただければ、対応させていただきます。

以上

会員に対するコンテンツ提供に関する調査の結果

平成27年11月27日  
日本商品先物振興協会

1. 調査期間等

- (1) 調査期間 平成27年11月12日～同月19日
- (2) 調査対象会員 28社(商先業者27社、商先仲介業者1社)
- (3) 回答を得た会員 16社(商先業者15社、商先仲介業者1社)

2. 回答内容

- (1) コンテンツの利用意向について

利用したい	利用するつもり	その他	合計
13社	1社	2社	16社

- ①「利用したい」と回答した社の回答理由

[既存コンテンツを補完できる]

- ・自社の既存コンテンツがカバーしていない項目が提供されているため。(2社)

[低コストでコンテンツを獲得できる]

- ・自社で作成する手間が省ける為。

[先物協会でオーナライズされたコンテンツを利用できるので利用したい。]

[その他(サイト全般の充実、顧客獲得力の向上)]

- ・情報発信力を強化したい。

・新規顧客開拓のため。

・自社webサイトのコンテンツ充実のため。

・外部からの情報は積極的に取り入れたい。

・商品先物の魅力や仕組みを広く認知させるために良いコンテンツがありながら、是非とも利用・協力したい。

- ・商品先物取引をお客様により理解していただくコンテンツ作りに役立てる為。

- ・当社のHPで充足しているものもあるが、項目そのものを追加するバージョンや項目の一部を追加するバージョンも想定されるため。

・顧客への啓蒙。

- ②「利用するつもりがない」と回答した社の回答理由
  - ・提供されるコンテンツが自社の既存コンテンツと重複、そぐわないかのうせいがあるため。
- ③「その他」を回答した社の回答理由
  - ・社内で内容を確認後、利用するかどうかを判断したい。
  - ・コンテンツの差別化という観点から基本的に自社制作する方針である。ただし、初心者向けコンテンツの拡充も課題であることから、提供されるコンテンツ次第ではスポットでの利用も検討したい。

(2) 利用を希望するコンテンツ

I. 商品先物取引の機能
①価格形成機能、ヘッジ機能、受渡(モノの調達・換金)機能 7社
②証拠金取引・レバレッジ取引であること 8社
③ハイリスク・ハイリターンの取引であること 8社
④元本保証のないとりひきであること 8社
⑤原則として決済期限のある取引であること 8社
⑥他方で決済期限のない上場商品もあること 8社
⑦差金決済で取引を終えられるが、受渡決済を選択できる商品もあること 6社
⑧受渡決済ができる商品はこれらです。(現物先物取引、TGS100 (EFP)) 5社
III. 公設市場であること・上場商品の価格変動要因について
⑨公設市場について 5社
⑩各上場商品の特性と価格変動要因について 5社
IV. 取引制度
⑪取引要綱(取引単位、受渡単位、呼値・倍率、立会時間等) 6社について
⑫注文の種類・約定条件、時間優先・価格優先について 5社
⑬サーチットブレーカー制度について 5社
⑭S P A N制度について 5社
V. 取引してみようと思ったら
⑮商品先物取引業者について 5社
⑯取引開始までの流れについて 5社

## [資料 6－(9)]

**JCFA 日本商品先物振興協会**

Japan Commodity Futures Industry Association

サイトマップ | GO | TOPへ(ページへ)

上場商品等

上場商品 >> 上場商品登録

⑦相場を予想する方法について 4社  
 ⑧損益計算の例について 5社  
 ⑨リスク管理の仕方について (=うまく資産運用するために気を付けなければならないこと) 6社  
 ⑩スマートCX (損失限定商品)について 5社  
 ⑪委託者が預けた資産の保全制度について 7社  
 ⑫税制について 6社

**VI. 商品先物取引の魅力と注意するべき点**

⑬資金効率のよい取引ができる反面、証拠金を超える損失が発生する可能性があること 6社  
 ⑭株や債券などの伝統的な金融商品の値動きと相関が低い傾向にあること 6社  
 ⑮現物保有の有無にかかわらず売りからでも取引ができる (=相場の上昇と下落の両局面で利益を狙うことができる)

**(3) ファイルの提供方法**

①ファイルの直接提供	②サーバー経由	③サーバー経由	合計
9社	4社	1社	14社

ファイルの提供方法に関する問い合わせに対しては13社が回答。うち1社が①若しくは②と回答した。

以上

**2016/17年度のどうもろこしの結果ファイル**

Year 2016 / 17		2016												2017											
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
期末在庫 旧穀 (2015年秋産)	△																								
新穀 (2016年秋産)	△																								
四半期在庫																									
作付意向面積																									
確定作付面積																									
単収																									
生産量																									

**2015/16年度のどうもろこしの結果ファイル**

Year 2015 / 16		2015												2016											
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
期末在庫 旧穀 (2014年秋産)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
新穀 (2015年秋産)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
四半期在庫																									
作付意向面積																									
確定作付面積																									
単収																									
生産量																									

**2014/15年度の結果ファイル**

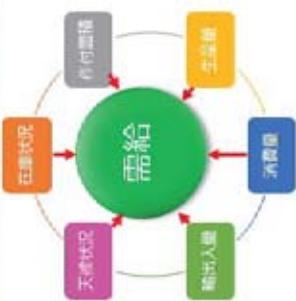
Year 2014 / 15		2014												2015											
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
期末在庫 旧穀 (2013年秋産)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
新穀 (2014年秋産)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
四半期在庫																									
作付意向面積																									
確定作付面積																									
単収																									
生産量																									

□上級 >> 上場商品等 >> 農産物需給に関する事前予想について



**Q1 農産物の需給に関する情報には、どのようなものがありますか？**

**A1 農産物需給に係る主な情報**  
主要なものとしては以下のようないます。中でも米国農務省（USDA）から発表されるデータは世界中から注目を集めています。



#### 主な情報と発表主体

- (1) 在庫状況 米国農務省 (USDA)
- (2) 作付面積 米国農務省
- (3) 生産量 米国農務省、国際連合食糧農業機関 (FAO)、米国穀物協会 (USGC)、国際穀物理事会 (IGC)
- (4) 消費量 米国農務省
- (5) 輸出入量 米国農務省、米国穀物協会、中華人民共和国農業部
- (6) 天候状況 米国農務省、米国海洋大気庁 (NOAA)、米国国立気象局 (NWS)、世界気象機関 (WMO)

**Q2 米国農務省(USDA)とは、どのような機関ですか？**

**A2 米国の農業政策を所管する機関で正式名は"United States Department of Agriculture"といいます。**

**Q3 農産物の需給に関する情報には、どのようなものがありますか？**  
**A3 USDAが公表する情報は多岐に渡りますが、市場関係者は特に以下の情報に注目しています。**

USDA公表データのうち市場関係者が注目しているもの	
予測値	(1)世界農産物需給予測(WASDE)
実績値	(2)四半期在庫(Grain stocks) (4)確定作付面積(Acreage)
	(3)作付意向面積(Prospective Planting) (5)生育状況(Crop Progress)
<b>(1)世界農産物需給予測：WASDE</b>	
農産物の世界規模での需給要因を分析したデータです。	
名称の由来	World Agricultural Supply and Demand Estimate Reportの略称です。
発表時期	毎月10日頃 (9~12日の間)
発表時間	米国東部時間の正午
発表データの内容	世界及び米国的小麦、とうもろこし、大豆等の期末在庫（穀物年度である8月末の在庫）予測等を含む各種の情報です。信頼性の高さから世界中の穀物関係者の注目を集めています。
発表データの項目	在庫予測 (Stocks forecast) 作付面積 (Acreage forecast) 需給 (Supply/Demand) 輸出 (Exports)

**Q4 期末在庫予測 (Ending Stocks)**

穀物生産に関する年度（穀物年度）は9月1日を期首とし、翌年8月31日を期末とする1年間です。  
期末在庫予測とは穀物年度の期末である8月31日時点の国内在庫量がどの程度であるかを予測した数値です。  
USDAでは日穀及び新穀の期末時点（8月31日）の予測在庫量を毎月公表しています。

**Q5 農務年度：9月1日を期首とし、翌年8月31日を期末とする1年間**



## (2) 四半期在庫 (Grain Stocks)

- ① 3, 6, 9, 12月の1日時点の在庫状況です。
- ② 予測ではなく実績値です。
- ③ データの内容 調査の結果を**全米穀物在庫**として3ヶ月ごとに発表しています。
- ④ データの見方 USDA発表値が民間の事前予想より小さい場合に発表されます。

「どうもろこしや大豆等の在庫状況について、生産者及び非生産者に対して実施した

調査の結果を**全米穀物在庫**として3ヶ月ごとに発表しています。

データの見方 USDA発表値が民間の事前予想よりも大きい場合



前回発表時からの3カ月間の消費や輸出が好調であったことを意味します。



USDA発表値が民間の事前予想よりも大きい場合



前回発表時からの3カ月間の消費や輸出が不調であったことを意味します。

USDAから発表されるデータが民間の事前予想との間に大きなかい離があるとシカゴや東京の商品市場の価格に大きな影響を及ぼすことがあります。

## (3) 作付意向面積 (Prospective Plantings)

「天候相場期」に最初に注目されるデータです。

- ① 3月1日時点の全米各地の穀物生産者の作付け意向に関する調査結果です。
- ② 5月、6月の生産量を推計する計算式の計算要素として使われます。

【5月、6月】  
「単収」とは、1工一カートンあたりの収穫量のことです。

用語解説 天候相場期 主として降雨量、日照時間、気温等の天候情勢によつて穀物相場が変動する期間をいいます。

米国産 どうもろこしの場合は4月から9月、米国産大豆の場合は5月から9月です。

「収穫期」 主として穀物の需給によって相場が変動する天候相場期以外の期間をいいます。

データの見方

## (4) 確定作付面積 (Acreage)

6月上旬に全米の穀物生産者を対象に実施した調査結果をもとに集計しています。

- ① USDAの調査官が6月上旬に全米の生産者（約1万地点 = 約7万户）に対して実施した調査結果が基礎になります。
- ② 7月以降の生産量を推計する計算式の計算要素として使われます。

【7月以降】  
「単収」とは、1工一カートンあたりの収穫量のことです。

【6月末】  
「単収」とは、1工一カートンあたりの収穫量のことです。

A3トップに戻る

## (5) 生育状況 (Crop Progress)

農産物の進捗状況に関する情報です。

項目	とうもろこし	大豆
発表される主なデータ	4月から11月までの8か月間、毎週発表	
作付進歩率	4月中旬～6月中旬 每週月曜日	5月上旬～6月下旬 每週月曜日
収穫進歩率	8月下旬～11月 9月下旬～11月	
作物・作況指標	6月上旬～10月下旬 6月中旬～10月上旬	

【6月末】  
「単収」とは、1工一カートンあたりの収穫量のことです。

【7月】  
「単収」とは、1工一カートンあたりの収穫量のことです。

【7月以降】  
「単収」とは、1工一カートンあたりの収穫量のことです。

A3トップに戻る

## Q4 在庫量や作付面積以外に注目すべき情報はありますか？

Q5 期末在庫とは何ですか？その適正水準も教えて下さい。

Q6 「TOCOM農産物アナリスト」とは何ですか？「事前予想」とは何ですか？

Q7 農産物アナリストの会など民間の事前予想にはどのような意味があるのでしょうか？

Q8 CBOT (Chicago Board Of Trade, シカゴ商品取引所) で取引される「とうもろこし」と「大豆」の価格変動要因にはどのようなものがありますか？

Q9 TOCOM(Tokyo Commodity Exchange, (株) 東京商品取引所) で取引される「とうもろこし」と「大豆」の価格変動要因にはどのような单位ですか？また、工場などはどの

Q10 USDAの資料で用いられているツッセルルとはどのような単位ですか？また、工場などはどの

## [資料 6- (11) ]

**純金積み立て**といふ方法もあります。

每月一定額を積みしていく方法で、300円(円)や5000円(円)、1万円といった比較的小額でも金投資ができることがあります。金価格が低い時は少なく、安い時は多く買えるのが特徴で、結果として初期投資のリスクを軽減できるメリットがあります。

**金モディ**(上場投資信託)などの商品投資信託も売られています。金モディは、金価格に連動した投信価格を販売所に上場したもので、比較的小口の投資が可能など、投資家の方々に喜ばれています。ETFとETNはコモディティを対象としたものが存在します。また最近では、金や銀などを主対象とするETN(上場投資信託)も販売されており、ETFとETNはコモディティの價格そのものに大きな影響を及ぼすまで取り扱いやすい商品を提供できています。

### 少ないお金で大きな取引 それが商品先物取引のメリット

さて、少ないお金で先物取引の出発です。

先物取引における最大の特徴が手数料です。金でよく使用しますが、商品先物取引は比較的小額の手数料(2015年7月現在)。金の場合は手数料1~40分の1円程度の手数料です。例えば金1トロの購入には500万円近くの手数料が必要です。この商品に対する見通しは「レバッジ(デリカ)」といつ投資で表現されます。商品先物取引はこれまでの商品先

さらに2015年5月「実業ゴールドスパイク(100)」という理由のない金を対象とした新規会員が誕生しました。資金余裕はこれよりFXに近い感覚で取引できる商品です。

例えば金に投資する場合、どんな投資商品がある?

投資商品	先物取引 金額に応じて手数料あり	金質(現物)	ゴールドバー(現物)	純金積み立て	金ETF
特徴	短期金取引に対する手数料の90%の一割の手数料で、取引額から手数料がかかるので、1トロから100万円で買入可能。アセントとしての取引額が大きいほど手数料も高い。	一般的には市場価格に連動して時価取引が可能。アセントとしての取引額が大きいほど手数料も高い。	純金など1トロから買入可能。アセントとしての取引額が大きいほど手数料も高い。	日々1000円程度から、金額的に金を買う。金額的には金儲けができます。元手は純金数々円からの小口投資にも対応。	純金取引手数料も含めて金額に応じて手数料あり。手数料は最高数々円からの小口投資にも対応。
どこで買う?	商品先物会社を通して商品取引所など	地金商、宝飾品店など	地金商、地金会社、地銀、銀行など	商品先物会社、地銀、銀行など	金券会社を通して証券取引所で

### 商品先物取引ってなに?



### モノに投資する それが商品先物取引

商品先物取引は私がやFX取引と同じく投資の一年生です。私は企業に投資するように、商品先物は金(ゴールド)や原油、トウモロコシなど私たちの生活に欠かせないモノ(コモディティ)に投資をします。ではそれが何?それはそれが何?それが何?それが何?それが何?それが何?

商品への投資にはさまざまなスタイルがあります。最もポピュラーなスタイルがあります。それは<sup>レバッジ</sup>商品を引き取る場合は手数料が必要です。

①手数料があるため、定期投資ができない。手数料があるため、金額は大きくなりません。  
 ②購入金額と売却金額の差額がある。③商品の値上がりによって手数料がかかる。

商品取引や定期預金で金額を購入し、値上がりするまでじと金額に係留しておくれよとしていることを理解頑張ります。

商品取引や定期預金で金額を購入し、値上がりするまでじと金額に係留しておくれよとしていることを理解頑張ります。

**みんなのコモディティ**

2015年1月6日 時間: 13時47 分 IP: 202.147.147.217

最終更新: 2015年1月6日 13時47 分

TOP | 貨幣・石油・コム | 食料物 | ログイン | ホーム | 会員登録 | ブログ | ニュース | セミナー | 取引会社 | お問い合わせ | 1F会員登録

会員登録 | 登録・登演 | Q&A | TOCOM | TOCOMスクエア | 公園生態室 | 研究会議室 | リビング

TOCCM SQUARE

商品先物取引 入門

1 まだ何が何だかわからない?  
→ 2 何でそれを商品を買って儲けてみよう?  
→ 3 買って儲けてみよう?  
→ 4 ベラジョン・アトラシアン・FX  
→ 5 商品先物市場の特徴と投資新規との認識  
→ 6 社会的危機と投資新規との認識  
→ 7 FXで何をする?  
→ 8 金の問題!

商品先物取引ってなんに? どうやって手数料をつくった? 金の問題!

1 何でそれを商品を買って儲けてみよう?  
→ 2 何でそれを商品を買って儲けてみよう?  
→ 3 買って儲けてみよう?  
→ 4 ベラジョン・アトラシアン・FX  
→ 5 商品先物取引の魅力  
→ 6 金の問題!

### 商品先物取引ってなに?



### モノに投資する それが商品先物取引

商品先物取引は私がやFX取引と同じく投資の一年生です。私は企業に投資するように、商品先物は金(ゴールド)や原油、トウモロコシなど私たちの生活に欠かせないモノ(コモディティ)に投資をします。ではそれが何?それが何?それが何?それが何?

商品への投資にはさまざまなスタイルがあります。最もポピュラーなスタイルがあります。それは<sup>レバッジ</sup>商品を引き取る場合は手数料が必要です。

①手数料があるため、定期投資ができない。手数料があるため、金額は大きくなりません。  
 ②購入金額と売却金額の差額がある。③商品の値上がりによって手数料がかかる。

商品取引や定期預金で金額を購入し、値上がりするまでじと金額に係留しておくれよとしていることを理解頑張ります。

商品取引や定期預金で金額を購入し、値上がりするまでじと金額に係留しておくれよとしていることを理解頑張ります。

## みんなのコモディティ



## 取引できる商品を教えて



## 金

### 世界経済が爛れると金運好が高まつていく

金（ゴールド）は他の資本、力をもたらす、儲ける手段ではない限りです。世界の世界では、「ラストリート（最終路地）」とか「骨牌の法」と申され、世界恐慌の恐慌期には、安全をもたらす資金が金に傾向があります。

本邦は会社が、連鎖は各銀行や中央銀行による会社や政府の公用によって発行されていますが、どちらはまたの意味で過ぎません。状況次第では金融を失敗し、一片の頭にかかる可能性は未だできません。それは多くの金融機関が同じことです。しかし金が強制力になるとありますから、銀行（金や企業など）の運用リスクとは無縁であり、それが元は「金の危険性」だと表現されるのです。

### 地政学的リスクが投資家を金に走らせる

1990年から約20年間にわたり金価格は堅調な上昇を続けてきましたが、1999年のアントン合意（欧州中央銀行の金正規化）を前に上昇に転じ、2000年以降はほぼ右肩上がりに価格を切り上げています。さらにその後の里見（金）は2001年9月11日の米国同時多発テロをきっかけに価値に傾きはじめました。これはテロリストという新たな地政学的リスクの顕在化と黒幕ではないでしょうか。

その一方で新たに導入を始めたのが金ETF（上場投資信託）でした。2003年にオーストリアで登録して以来、世界中で複数と金ETFがよびその名前で商品が誕生し、世界を医療化させたのです。多くの金を保有すればその管理コスト（保管場所や手数料）は莫大な額になると認識してきたのが複数投資者たちでした。しかし、金ETFはそうした想いをなくしてくれます。

金ETFには、金地盤の輸出をさむものが多くあります。米国で上場されて以降は純輸出を差し上げる意味に注目しました。ところが金ETFは2012年後半にピークアウト。その後、2015年にはピーク時の半分ほどとなり、それに応じて金価格も下がっています。

### インドや中国の需要も金価格を左右する要因のひとつ

企業相手を右肩上がりに商品の販売です。しかし、それともう一つ金ETFの特徴は、インドや中国も含めあります。会社のヘッジ通り、アシッドの市場でも販売されるからです。

また、前章の頭にもお題が強く、近年高騰した金ETFと、インドの主要資源の輸出も注目すべきことです。

### 誕生！ 東京ゴールドスポット100

東京証券取引所では最初、他の相場で1キログラムの金を割りと100グラムの金三一銀引（いわゆる先物取引）を実現してきましたが、既に「東京ゴールドスポット100」の取引を2015年5月に開始しました。東京ゴールドスポット100の特長は、先物取引に特有の取引期間（毎月一定）がないことです。取引の期間が決めてないため、いつでも取引できます。ただし、東京ゴールドスポット100は100グラム単位の取引となります。正規品は金三一銀引に金地盤の10分の1と、上場規制の範囲であります。

東京ゴールドスポット100の取引制度はユニークです。



### ● 最新の価格推移はコチラ

金（ゴールド）は他の資本、力をもたらす、儲ける手段ではない限りです。世界の世界では、「ラストリート（最終路地）」とか「骨牌の法」と申され、世界恐慌の恐慌期には、安全をもたらす資金が金に傾向があります。

本邦は会社が、連鎖は各銀行や中央銀行による会社や政府の公用によって発行されていますが、どちらはまたの意味で過ぎません。状況次第では金融を失敗し、一片の頭にかかる可能性は未だできません。それは多くの金融機関が同じことです。しかし金が強制力になるとありますから、銀行（金や企業など）の運用リスクとは無縁であり、それが元は「金の危険性」と表現されるのです。



大きく分けて2つの取引方法がある



### 学びたしながら対面取引

対面取引の特徴はプロフェッショナルとの対話を通じて物の「方針」を決める所にあります。もちろんいろいろな情報が受けられますし、なにより相手について自分が知らないことを学べるのは大きなメリットです。

自分が取引している商店、これから取引しようとなる銀行が動いたときに、その理由や分析をタイムリーに通じるのは対面取引の最大の利点です。

世界の最新情報を容易に得られるのも対面取引の特徴です。商品先物取引に必要な情報は外圧を多く、ネットを通じても個人の収集・分析には当分がかります。その点、商品先物取引は世界の、ユースやマチにわたる統データを利用的に、長期的にDCIによって蓄積しています。アドバイザーやその店舗を利用すればアドバイスしてくれることもあります。

### 安さだけじゃないネット取引

ネット取引の魅力はなんといつても手数料の変さです。手数料が丁寧には、当然、商品の種類によってます。



商品先物取引って

むずかしいの?

やっているのはどんな人?

スパル、

成功するヒケツは?

商品先物取引

他の金融取引よりもわかりやすいですよ!

### みんなのコモディティ



◎ = 会員登録会員へヘドラン、アドバイザー、監修官へ登録を行った方へ



### 商品先物会社ベテラン・アドバイザー 座談会

商品先物会社の特徴はプロフェッショナルとの対話を通じて物の「方針」を決める所にあります。もちろんいろいろな情報が受けられますし、なにより相手について自分が知らないことを学べるのは大きなメリットです。

自分が取引している商店、これから取引しようとなる銀行が動いたときに、その理由や分析をタイムリーに通じるのは対面取引の最大の利点です。

世界の最新情報を容易に得られるのも対面取引の特徴です。商品先物取引に必要な情報は外圧を多く、ネットを通じても個人の収集・分析には当分がかります。その点、商品先物取引は世界の、ユースやマチにわたる統データを利用的に、長期的にDCIによって蓄積しています。アドバイザーやその店舗を利用すればアドバイスしてくれることもあります。

### 商品先物取引ってむずかしいの?

商品先物取引は

他の金融取引よりもわかりやすいですよ!



商品先物取引ってむずかしいの?

商品相場はトレンドがハッキリと出やすく、

他の金融取引よりもわかりやすいですよ!

対面取引とネット取引を組合せたりサービスを提供する会社があります。例えばFXはネット取引、しかし清算は店頭取引がついたりする。会員登録は店頭取引もネット取引も対面取引が同時に位置します。

商品先物会社のサービスが石炭、銅などの生産、販売会社には、非常に重視、留意することをお勧めします。

## アドバイザーたつて入社してからマスターした!

—— わかとも  
本日は先物の外販アドバイザーとしてバタバタとお手伝いしているひとのかなさんに乗まつていだきました。

私もあなたの質問がよく聞かせください。  
でも、最初はまだ本職は先物界にまつりあつてつたいたいと思っていました。

ナレリストは20歳。私も正面に入つてみると商品先物取引にはまったく興味がありませんでした。  
取引は入仕直後に、イチから学びました。次に投資家の日々から転えられるこども多いので、今でもまだ勉強ですがどう  
ついています。

難しく考えすぎ!  
マジガの手続きで理解できるレベルです

私もいさんどはほ同じぐらのキャラクタですね。入社後を受  
けたその日に、ちりてて未だに購入品を現物の手引き  
を買って勉強を始めたくらいで(笑)。ハントにゼロからのス  
タートでした。

—— かんこも  
商品先物取引って、何だか複雑でひずかしそうだといつイメージを悪く人が  
少しひいふうですが、実際のところはどうなんのでしょうか?

相場が大きく動いている商品を逃がかければOK!

シングルに考えれば、商品先物取引はすごく面白いんですね。  
株式だと同じ証券会社が買ひそちらがけはなりませんが、商品先物取引の場合は同じひとが市場の中で相場が大き  
く動いているものを単純に追いかけていますからね。

現在、私はまったくのビギナーで相場がどこでどうなるかわからず、何がどう動くかわからずあります。  
つくづく思つのですが、どう判断すればいいのかわからず、何がどうなるかわからずありますよ。

私がのようにマンガの手引きでも手づかみでできるほど拙いなんですよ(笑)。  
それに商品相場はトレンドがいっかりと出やすく、その点でも他の金融相場よりもわかりやすいでありますよ!

## みんなのコモディティ

検索結果  
現在の日付: 5月25日 15:52  
件数: 1,430件  
検索語: コモディティ  
TOP: 黄金周・石油・ガム・農作物  
TOKOM: 東京商品取引所  
トコスエア: 公開講座  
市況解説: 市況解説ラジオ  
GEM: 玖波・吉浦  
GEM: 遠藤・吉浦

みんなのコモディティ

この検索結果は、Yahoo! JAPANで「みんなのコモディティ」と検索されたものです。検索結果には、TOPやTOKOMなどの主要な情報とともに、多くの関連記事やニュースが表示されています。



## 商品先物市場の社会的意義と 投資家権利の保護



## 商品先物市場の役割



商品先物市場では、社会的意義と投資家保護が併存。商品先物市場の役割



商品先物市場では、社会的意義と投資家保護が併存。商品先物市場の役割



## ①公正な価格形成機能

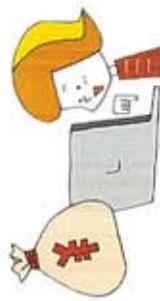
既存先物市場では、早い手に商品を先取すること、また先り手は商品を譲ることができる（既存先物が値格が引かれ、商品を取ること）。このため、工苦者や販売業者は商品先物市場と物販の競争として利用すること、また、それは商品を販すことによって商取の競争または商品の競争として利用することができます。

既存取引所は、商品先物市場で形成された価格アリタームで世界に広げておこなっています。つまり、上場商品の生産・加工・販売などに携わる人々は、ビジネスアリタームで競争しています。

既存先物市場では、個人投資家、既存の生産・加工・販売などに携わる生産者、建設会員（アントレプレンヌ）など、生産者に対してそれが異なる目的や、顧客、顧客側に對して競争を行います。そのため既存取引所は商品を販するだけでなく、商品の供給が公正に行われるよう規制するルールを定めています。これが商品先物市場は透明で公正な運営の場として実現されているのです。



### ④資産運用の場の提供



### ④資産運用の場の提供

既存取引所は、商品先物市場の変動を利用して、商品の生産を資源運用手段として利用することができます。その際、両取引に必要な資金の回収が商品ではなく、その3~5年後程にあたる仕込みです。このため既存取引所は貯蓄率が高い手法と評されています。また、商品先物取引では、限りの資源面ならば、先買取権の変動を受け払いすることによって取引を終了できます。このシステムを資金済済と呼びますが、これにより簡単に価格が高まり下がる場合には、「売り」から動きをスタートして、価格が下落したり、

## ②リスクヘッジ機能

### ④リスクヘッジ機能

#### 5-1 既存取引所の運営による既存取引所の完全一日清算制度

#### 5-2 既存取引所の運営による既存取引所の完全一日清算制度

商品先物取引は生産者の生産相場と消費者の消費相場に影響します。例えば、ある商品の先物価格が高いときは、市場に需要が多く、供給が少なくなると、消費者の購入意欲が高まります。そのため、消費者は生産の増加を続ける一方で、消費者は購入を控えようとします。そのため、市場の価格が安いと、供給の増加が起こります。それまでの価格相場はバランスするようにあります。これが商品先物取引の機能「バランス機能」と価格調整機能です。商品と相手とのバランスの見直しを防ぐ役目を果たしています。

## ③受容機能（商品の調達先や販路の確保）

商品先物市場は事業者や生産者が販売企業からビジネスを行っている間は、商品が販売元の手に残る状態となります。しかし、その段階が商品先物相場と並行して運営して販売とされる状態を示します。また、販売地域では販売を上回る需要が生じる場合には、販売が少なくなる、販売が少なくなると、販売が止まる可能性があります。この結果、地盤の価格相場は常に前進の方向に慣れんとする傾向があります。そのため、商品が販売される方向は販売が止まる方向に慣れんとする傾向があります。これは、商品が販売される方向は販売が止まる方向に慣れんとする傾向があります。

商品先物市場においても既存取引所は変わらぬ販路に販売されるため、既存取引所は販路の確保機能と呼びます。



Copyright © OMAMARU INC. All rights reserved.



## 第6回 みんなの株式Specialセミナー

2015年12月17日（木）

主催： 株式会社みんかぶ

後援： 日本商品先物振興協会、株式会社東京商品取引所、  
株式会社日本商品清算機構

協力： 株式会社想研、ゴールドフェスティバル運営事務局

### ●講師プロフィール

第  
1  
部

#### Bruce こと 池水 雄一（いけみず・ゆういち）氏



1962年兵庫県生まれ。上智大学卒業後、住友商事入社。1990年クレディ・スイス銀行、1992年三井物産貴金属リーダー、2009年より世界一の金取引量を誇るスタンダードバンクの東京支店長に就任し、現在に至る。一貫して貴金属ディーリングに従事し、世界の貴金属ディーラーでBruce（池水氏のディーラー名）を知らない人はいないと言われている。著書に「THE GOLD ゴールドのすべて」など。



#### 石川 久美子（いしかわ・くみこ）氏



千葉大学法経学部総合政策学科卒業。（株）商品市況研究所（商品先物専門紙「日刊デリバティブジャパン」他発行）の貴金属および外国為替相場担当の編集記者として、新聞や雑誌、ラジオ等で活躍する。2009年4月に（株）外為どっとコム入社後は、相場分析・レポート執筆の他、同社動画コンテンツ「外国為替市況」のキャスターなども務める。

#### 大橋 ひろこ（おおはし・ひろこ）氏



キャスター、フリーアナウンサー。マーケット関連、特にデリバティブ関連に造詣が深く、コモディティやFX等経済番組のレギュラーを務める。ラジオNIKKEI「マーケット・トレンド」「北野誠のFXやったるで！」「FX三姉妹」「レイモンド・メリマン大予測」など。経済講演会やセミナーでは討論会・パネルディスカッションなどのモデレーターとしても活躍。個人投資家としても自身のトレード記録をメディアを通じて赤裸々に公開中。

第  
2  
部

#### 大場 紀章（おおば・のりあき）氏



GEFリサーチ代表／エネルギーアナリスト。2008年京都大学大学院理学研究科博士後期課程を単位取得退学後、エネルギー・環境・交通・先端技術分野の調査研究を行うシンクタンク（株）テクノバに入社。ウラサラ大学物理・天文学部、中国石油大学に短期留学。2015年よりフリーに転身し、（社）日本データサイエンス研究所主席研究員、実践女子大学非常勤講師、Nanobell（株）執行役員、等も務めている。専門は、エネルギー安全保障、自動車産業、材料科学、意思決定理論、人工知能研究等、幅広い分野で活動中。

[資料 6－(13) ]

[資料 6－(14) ]

## 平成 28 年度税制改正要望

平成 27 年 11 月

### 2. 決済損失の繰越控除期間の延長について

#### 〈要望内容〉

日本商品先物振興協会  
株式会社東京商品取引所  
大阪堂島商品取引所

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

#### 〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。  
そのためには、現在 3 年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。
- なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で 10 年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

#### 〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に從事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することができる。

### 3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

#### 〈要望内容〉

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

#### 〈要望目的〉

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならぬ（商品先物取引法第 190 条第 1 項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第 225 条第 1 項第 13 号及び同法第 224 条の 5 第 2 項第 1 号）。このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について
 

#### 〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

#### 〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十分に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。  
我が国の個人金融資産は約 1,700 兆円程度もの規模であるが、その約半分が現預金で運用・保有されている。この濫用な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間で損益通算の範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得については、平成 28 年 1 月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されたこととなったが、同じ 20% の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となつて以降、不可のままであり、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、さらに損益通算範囲を拡大する必要がある。

#### 〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に從事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

- 109 -

- 1 -

- 2 -

書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにも関わらず、外国商品市場取引による決済損益だけ総合課税により超過累進税率を適用する（所得税法第 89 条）こととされており、外国商品市場取引と国内商品市場取引等の決済損益は通算することは認められていない。商品先物取引においては、金・石油・大豆・とうもろこし等国内商品市場と外国商品市場に同一商品が上場されていて市場間裁定取引（一方を買建て、他方を売建てて、両者の値差の拡縮から利益を得ようとする取引）の需要は少くないが、現在の税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

#### 〈期待される効果〉

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場の間での市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することができる。

以上

## 日本商品先物振興協会 平成28年度 税制改正要望 最優先要望項目に係る説明資料

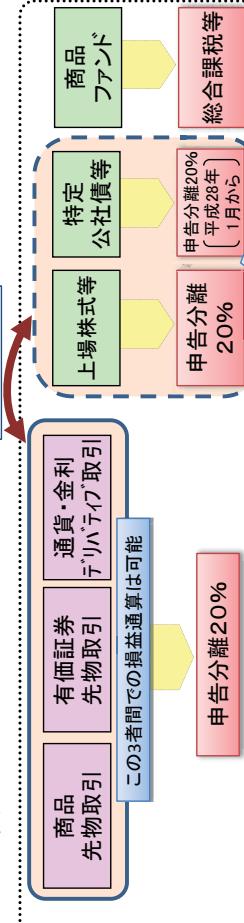
### 要望事項

申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブル取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得との間の損益通算を可能とすること。  
その際には、総合的な取引所での取引のみならず、すべての取引を対象とすること。

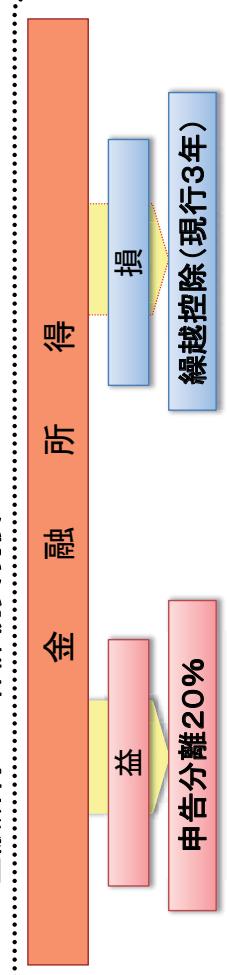
現在、商品先物、株価指数先物、FX取引等のデリバティブル取引においては、互いに損益通算することが可能。  
平成27年度税制改正大綱の検討事項である「デリバティブル取引と株式（現物）は同じ所得区分（カテゴリー）」  
金融所得課税の更なる一體化」を推進し、特に商品先物取引等のデリバティブル取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算を可能とすることで、個人の投資活動を促進させることが重要。

### 要望事項のイメージ

#### 現行制度

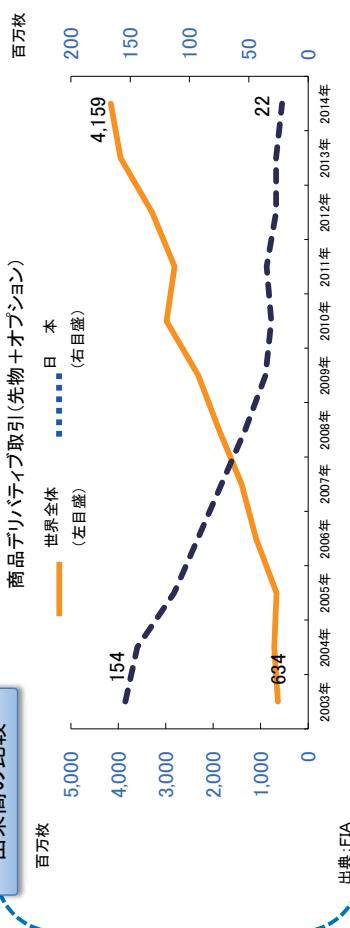


### 金融所得の一体課税実現後



- 我が国の商品先物市場は取引量を大きく減少させている一方で、世界の取引量は急速に伸びている。
- 諸外国では先物と株式の損益通算が可能。
- 商品先物取引の投資家の8割以上が、株式との損益通算を希望し、損益通算が可能な場合には、商品先物取引を行っている投資家のうち3割超は投資を増やすと回答。

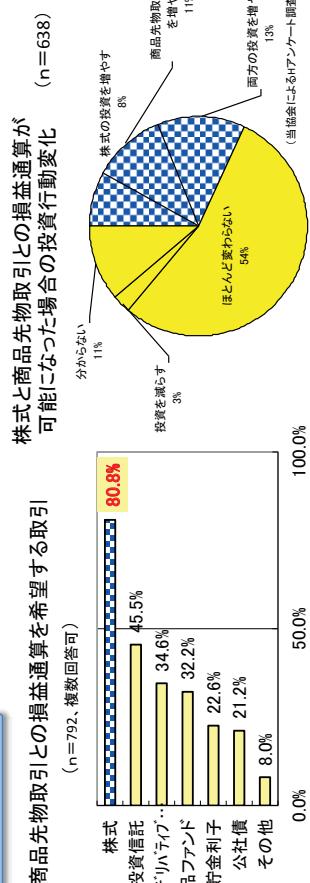
### 出来高の比較



### 商品先物と株式に係る課税関係（損益通算）の国際比較

国	日本	アメリカ、イギリス、フランス
デリバティブル取引と株式（現物）は損益通算不可	デリバティブル取引と株式（現物）は損益通算不可	デリバティブル取引と株式（現物）は同じ所得区分（カテゴリー）
東京商品取引所(13) 大坂堂島商品取引所(38)	[アメリカ]ニューヨーク・マーカンタイル取引所(2)、シカゴ商品取引所(12)、インター・コンチネンタル取引所(3)	[アメリカ]ニューヨーク・マーカンタイル取引所(2)、シカゴ商品取引所(12)、インター・コンチネンタル取引所(3)
	[イギリス]バンガートン・コントラクト取引所(EU)(5)、ロンドン金属取引所(9)	[イギリス]バンガートン・コントラクト取引所(EU)(5)、ロンドン金属取引所(9)

### 投資家のニーズ



平成27年11月17日

## 会員各位

## 個人投資家向け「税制に関するアンケート」について

2. ご賛同いただける場合のご連絡等  
件名を「税制アンケート協賛」とし、  
①会社名  
②ご担当者名  
③(ご担当者名の)所属部署、電話番号、メールアドレス

日本商品先物振興協会

本会が要望しておりますデリバティブ取引等と上場株式等の損益通算を可能とする金融所得課税の一体化については証券業界も要望しており、今般、その実現に向け、日本証券業協会の「インターネット証券評議会」の委員会を中心標記のアンケート調査が行われております。

本会としてもこれに協賛したことですが、会員各社におかれましても、下記をご参照のうえ、本アンケートの賛同企業としてご参画いただき、委託者への周知並びに回答へのご協力をお願いしていただければ幸いです。  
よろしくご高配のほど、お願い申し上げます。

## 記

## 1. アンケートの実施要領

- ① アンケートフォームは本アンケートの事務局(株式会社SB1証券)が用意しております。ご賛同いただける会員におかれましては、各社WEBサイト、メールマガ等にアンケートフォームへのリンクをご掲載下さい。  
〔リンク先〕<https://zeiseikaisei.sbisec.co.jp/>
- ② ご賛同いただいた会員名は、随時、「賛同企業」リストに社名を追加掲載するとともに、質問3の取引会社にも掲載されます。
- ③ アンケート回答は、無記名により、インターネットでアンケート事務局に送信されます。
- ④ 回答はアンケート事務局にて集計し、賛同企業各社の最終確認を経て、プレスリースに反映される予定です。
- ⑤ アンケート終了は11月24日(火)の予定とされておりますが、回答状況を見て延長することもあります。

# 個人投資家向け税制に関するアンケート

## 質問(2)

今後の取引意向等についてお伺いします。質問(1)のように損益通算範囲が拡大はあると思いますか。該当するものをご選択ください。(複数回答可)

- これまでより上場株式等の取引量を増やす
- これまでよりデリバティブの取引量を増やす
- これまで取りていなかった新たに投資商品に投資する
- (例)これまで上場株式等の取引のみ→新たにデリバティブ取引を開始など
- ヘッジ取引などの取引手法としての活用を検討する
- どくに変わらない
- その他

## 質問(3)

所要時間の目安は3分程度です(質問項目は全7問)。  
本アンケートの結果については、集計が完了し次第、質問企業各社のWEBサイト等で発表する予定です。なお、本アンケート調査は匿名で行うため、ご協力いただいたお客様さまを質問企業各社が特定することはできません。

## 質問(1)

「上場株式等(国内上場株式、外国上場株式、公募株式投資信託等)」と「デリバティブ取引等(先物・オプション取引、FX、商品先物等)」との損益通算が認められ、個人投資家にについて納税の選択肢が増えることについて、質成しますか?

- 賛成
- 反対

## 損益通算が認められた場合の税額の仮定計算例

[1]現物取引にて10万円の利益  
[2]デリバティブ取引にて5万円の損失

[現在][1]と[2]は損益通算が認められず、[1]の10万円の利益に対して、約20%が課税される  
(税額:約2万円)  
【税制改正要望】[1]と[2]を損益通算し、5万円の利益に対して、約20%が課税される(税額:約1万円)  
⇒この場合、本要望が実現することで、約1万円の減税となる



(賛同企業共同作成)  
file:///sec-fil/01/E7%BB%BC%E5%96%BC%E4%BC%81%E7%94%BB%E5%AE%A4%E3%80%90%EB%A5%BS%ET%A7%94%BB%E5%AE%A4%E3%80%90%EB%A5%BS%ET%A7%94%BB%E5%AE%A4%E3%80%90%9107.%EA%... 1/3

## 質問(7)

質問(6)で選択した金融商品のうち、主な金融商品の投資経験(年数)をご選択ください。

file:///sec-fil/01/E7%BB%BC%E5%96%BC%E4%BC%81%E7%94%BB%E5%AE%A4%E3%80%90%EB%A5%BS%ET%A7%94%BB%E5%AE%A4%E3%80%90%9107.%EA%... 2/3

- これまでより上場株式等の取引量を増やす
- これまで取りていなかった新たに投資商品に投資する
- (例)これまで上場株式等の取引のみ→新たにデリバティブ取引を開始など
- ヘッジ取引などの取引手法としての活用を検討する
- どくに変わらない
- その他

## 質問(4)

## 質問(5)

年齢をご選択ください。

ご選択ください ▶

## 質問(6)

お取引されている金融商品をご選択ください。(複数回答可)

- 国内株式-現物取引
- 国内株式-信用取引
- 外国株式(米国株式、中国株式等)
- 投資信託
- 債券
- 先物・オプション取引
- FX
- 商品先物
- その他

## アンケート調査

平成 27 年 11 月 25 日

「金融所得課税一体化の範囲拡大」

賛 同 企 業 / 団 体 一 同

### ～個人投資家向け税制に関するアンケート～

#### 「金融所得課税一体化の範囲拡大」で個人投資家の動向は？

平成 27 年 8 月に金融庁、経済産業省および農林水産省が公表した平成 28 年度税制改正要望において、「金融所得課税一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）」として、「上場株式等」と「デリバティブ取引等・先物・オプション取引・FX、商品先物等」との損益通算を認めることが挙げられました。このたび本税制改正要望に賛成する、証券、FX、商品先物、銀行およびブローカー、その他の賛同団体の合計 44 の賛同企業・団体は、本事願に関する個人投資家の皆さまの意識調査を行うべく「個人投資家向け税制に関するアンケート」を実施し、23,981 名より、回答をいたしました。

\* \*

#### ■ 個人投資家の 92.9%が、「上場株式等(国内上場株式、外国上場株式、公募株式投資信託等)と「デリバティブ取引等(先物・オプション取引・FX、商品先物等)との損益通算が認められることに賛成」と回答

「上場株式等(国内上場株式、外国上場株式、公募株式投資信託等)と「デリバティブ取引等(先物・オプション取引・FX、商品先物等)との損益通算が認められることについて、賛成しますか？」という質問に対して、92.9%が「賛成」と回答し、平成 27 年 8 月に金融庁、経済産業省および農林水産省が公表した平成 28 年度税制改正要望に挙げられた「金融所得課税一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)」について、圧倒的多数の個人投資家が支持する結果となりました。

#### ■ 税制改正要望が実現した場合について、約半数が「これまで取引していない新たな投資商品に投資する」、「ヘッジ取引などの取引手法としての活用を検討するなど、運用の資産形成に有効利用する」と回答

「今後の取引意向等についてお伺いします。質問(1)のように上場株式等とデリバティブ取引等の損益通算が可能となる場合、ご自身の投資行動に変化はあると思いますか。』といふ質問に対して、「とくに変わらない」と回答したのは 50.7%でした。これに対し 44.5%は、「これまでより上場株式等やデリバティブの取引量を増やす」、「これまで投資していなかった新たな投資商品に投資する」、「ヘッジ取引などでの活用を検討する」などと回答し、本税制改正が家計の資産形成の支援・促進に有効であることが分かりました。また、現在取引している金融商品別に投資意向を見ると、信用取引やデリバティブのニーズが高く、特に先物・オプション取引をしている人では、46.0%が「これまでよりデリバティブの取引量を増やすし、39.5%が「ヘッジ取引などの取引手法としての活用を検討する」と回答しました。

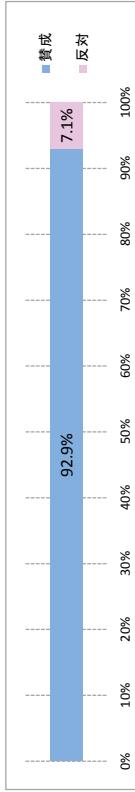
《アンケート調査概要》  
調査期間：2015 年 11 月 12 日(木)～11 月 24 日(火)  
調査対象：下記の 44 の賛同企業・団体より、個人投資家向けにアンケート調査を実施  
回答者数：23,981 名  
調査方法：インターネットアンケート  
調査地域：全国

#### 賛同企業/団体一覧(合計 44)

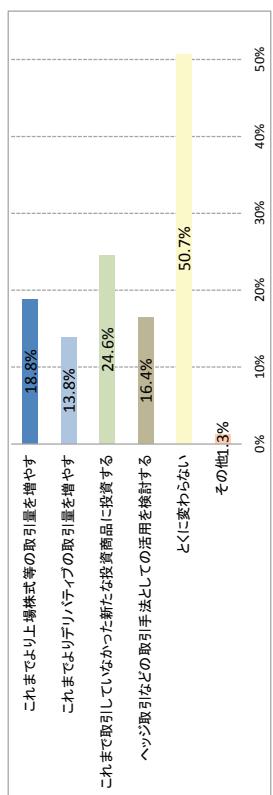
＜證券＞ 14 社	＜FX＞ 9 社	＜銀行およびプロバイダー＞ 8 社
証券会社デリバティブ証券 証券会社アモリティ証券会社 エコノ・エフ資産会社	SBI FXトレード(株)by GIMO 株式会社 FXトレーディングシステムズ 株式会社 FXプラットフォーム GIMO 株式会社外為コム	バーレイス銀行 日本証券株式会社 日本通商銀行 日興証券株式会社 セイコーエレクトロニクス FXクリアリング信託株式会社
証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社	株式会社 FXトヨタ(株)by GIMO 株式会社外為コム ひまわり証券株式会社 ヒロセ通商株式会社 株式会社マネーパートナーズ ワイヤイ FX 株式会社	メルセーブル・アーティファクト銀行 日本証券会社 日本商品先物取引協会
証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社	＜商品券類＞ 12 社	＜その他の質問用紙＞
証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社 証券会社日本証券会社	EVNUTION JAPAN 株式会社 関西証券会社 周連証券会社 昭和證券会社 サムライ証券株式会社 新日本商品証券会社 第一証券株式会社 日本ココム株式会社 株式会社ペリミ 北辰情報会社 三井証券会社	日本商品先物取引協会

#### \* アンケート結果詳細 \*

■ 質問(1)：「上場株式等(国内上場株式、外国上場株式、公募株式投資信託等)と「デリバティブ取引等(先物・オプション取引・FX、商品先物等)との損益通算が認められることに賛成」と回答

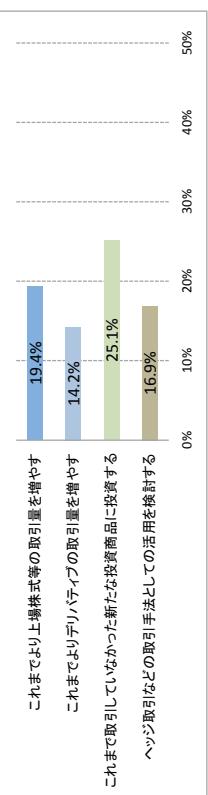


■質問（2）：今後の取引意向等についてお伺いします。質問（1）のように上場株式等とデリバティブ取引等の損益通算が可能なとなった場合、ご自身の投資行動に変化はあると思いますか。該当するものをご選択ください。（n=23,981）（複数回答）

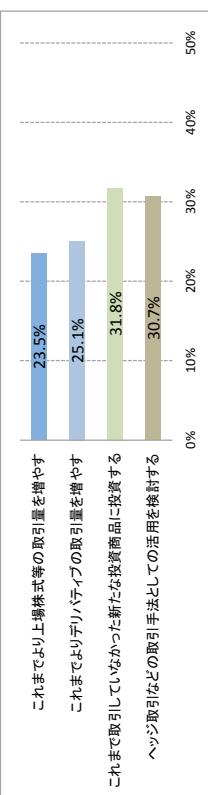


<現在取引している金融商品別の投資意向>

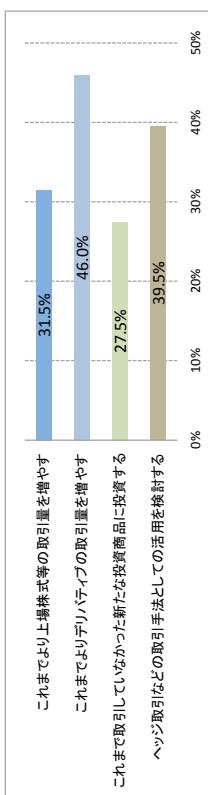
■国内株式-現物取引（n=14,300）（複数回答）



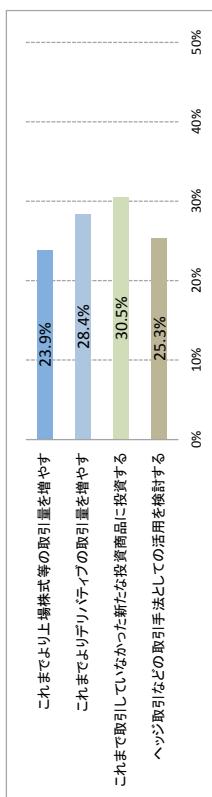
■国内株式-信用取引（n=4,007）（複数回答）



■先物・オプション取引（n=1,893）（複数回答）

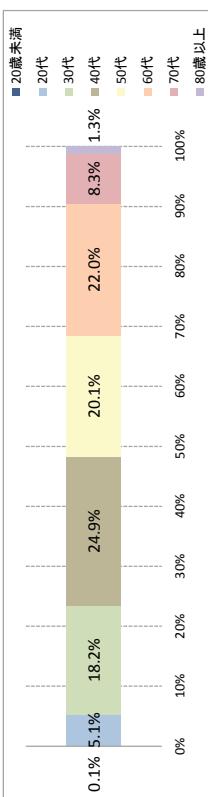


■FX（n=4,696）（複数回答）

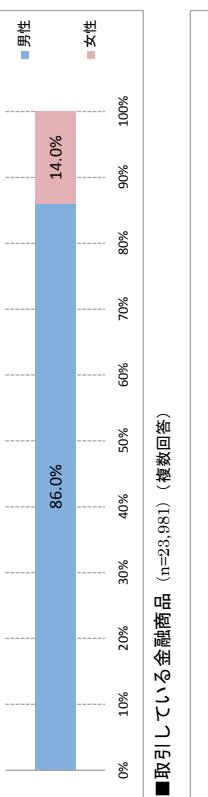


<属性情報>

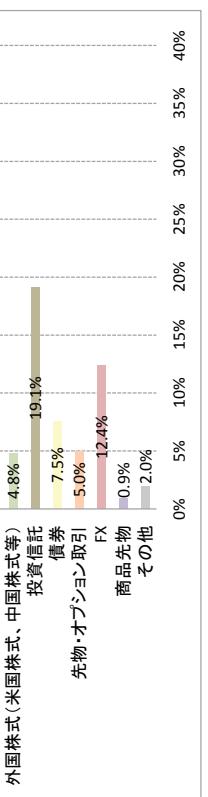
■年齢（n=23,981）



■性別（n=23,981）



■取引している金融商品（n=23,981）（複数回答）



## [資料6－(17)]

平成27年12月16日

各 位

日本商品先物振興協会

「平成28年度税制改正大綱」における  
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

本日、自由民主党・公明党連名による「平成28年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記の結果となりましたことをご報告いたします。

本会では、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化が早急に実現するよう、引き続き税制改正要望を行っていくことといたします。

\*「平成28年度税制改正大綱」は、自由民主党ホームページに掲載されております。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〔本会の要望〕

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。  
⇒平成28年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について  
〔本会の要望〕

外国商品市場取引の差金等決済に係る取損益について、申告分離課税として。  
⇒平成28年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

以上

### 記

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について  
〔本会の要望〕

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〔平成28年度税制改正大綱における取扱い〕  
「第三 検討事項」において、引き続き検討することとされました。

(108ページ)

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なシステムによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

平成27年4月17日

会員各

す。ただし、限月間相殺は可能です。

【石油グループ】（昨年と変化なし）

・全商品について商品間相殺、限月間相殺が可能になっています。

【穀物グループ】

・東京小豆、東京コメ、大阪コメについて限月間相殺が可能になります（大阪とうもろこしは限月間相殺不可となりました）。

・東京コメ、大阪コメについては商品間相殺が可能となります（昨年と同様です）。

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る

リスク値計算シートの更新のお知らせ

日本商品先物振興協会

今般、(株)日本商品清算機構において国内商品市場に上場している商品に係る相関系

数が更新されました。

これらに対応して、リスク値計算シートに所要の変更を施しましたので、その旨ご案内いたします。

(更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。)

なお、本シートは国内の取引所取引（オプションを除く）に係るリスク値を計算するためのものであること、リスク値の計算に関する規定については省令の規定に沿って行われていればばよく必ずしも本シートを使用する必要はないこと、を申し添えます。

記

【今次リスクシートのポイント】

【金グループ】

・金標準、同ミニ、限日の間の全ての商品間にについて、相殺が可能です。

【貴金属グループ】（昨年と変化なし）

・白金標準と同ミニの間以外の全ての商品間にについて、相殺が不可となっています。

27先物振興発第7号  
平成27年7月31日

農林水産大臣  
林芳正 殿

日本商品先物振興協会  
会長 岡地和道

### 米先物市場の存続に関する要望

米の先物取引につきましては、平成23年8月8日に2年間の試験上場により72年ぶりに取引が開始され、その後、平成25年8月7日に2年間延長され、本年8月にその期間の満了を迎えるところであります。

この4年間の取引状況を検証するため、大阪堂島商品取引所においては外部有識者で構成される「コメ試験上場検証特別委員会」が本年3月から再開され、5回に亘り同委員会が開催された結果、7月1日に「コメ試験上場に関する検証報告書」が同取引所に提出され、公表されております。

同報告書では、①コメの先物価格に現物価格との著しいかい離や非合理的な価格形成の跡は認められず、価格の極端な乱高下も確認されていない、②コメの先物取引があることによってコメの生産、流通の現場に著しい支障が現実に生じたことはない、③十分な取引量が見込まれないと断じる根拠はなく、将来的に相応のニーズが見込まれるポテンシャルがある等の理由から、「本上場への移行又は少なくとも試験上場の再延長を申請すること」を検討することが適当であるとの結論が得られ、大阪堂島商品取引所は7月21日に試験上場期間の2年延長の申請が行われております。

申すまでも無く、「米」は農政改革のキーポイントであり、先物市場が生産者及び需要者の価格変動リスクをヘッジする場として機能し、透明且つ公正な価格を発信することにより流通・消費体制の合理化・透明性確保も可能となります。

当先物協会といたしましても、先物市場の利用についての関係者の理解を深めるための地道な努力を継続し、国内唯一の公設市場である米先物市場において更なる参加者の多様化に取り組むべく、今後も取引所と一体となり最大限の努力を傾注する所存であります。

つきましては、米先物市場の存続について特段のご理解とご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

# マイナンバー制度への対応のポイント

2015.4.20 日本商品先物振興協会

平成28年1月1日からマイナンバー制度が施行されます。

同日以降、商先業者の業務においても、①委託者、②役員・従業員、  
③セミナー講師などからマイナンバーの提供を受け、当該番号を税の法定調書や社会保険の届出書類などに記載することが必要になります。

本資料では、

1. マイナンバー制度の概要
2. 商先業者はどのような場面でマイナンバーを使うのか。
3. いつまでにマイナンバーの提供を受けなければならないか。

等についてご説明します。

会員の皆様には、本制度の円滑な導入に向けて、社内規程の整備、システムの対応、社内研修の実施など所要の準備をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は本企画調査部門(03-3664-5731)までご相談ください。必要に応じて国税庁に確認した上で、ご回答申し上げます。

日本商品先物振興協会 企画調査部門

# マイナンバー制度への対応のポイント

平成28年1月からマイナンバー制度が社会保障・税・災害対策分野に係る行政手続きに導入されます。

## 1:マイナンバー制度の概要

### (1)マイナンバーとは

社会保障や税等の行政手続きにおいて、関係する行政機関の間で迅速かつ確実な情報連携を行うことで事務処理等の効率化を図ることを目的として、住民票を有する全ての者(※1)に対して、住所地の市区町村長から1人1つずつ発行(※2)される氏名・住所・性別・生年月日等の個人情報と紐づけられた12ケタの番号をいいます。

※1:外国籍でも住民票のある者には、マイナンバーが指定されます。

※2:原則として、一度発行されたマイナンバーは生涯変更されることはありません。

### (2)マイナンバーの交付

平成27年10月以降、市区町村から住民票を有する全ての方にマイナンバーを記載した「通知カード」が送付されます。また交付を受けた方が申請すれば上記カードとは別に「個人番号カード」の交付を受けることもできます。

「通知カード」は紙製で(予定)、券面に氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。「個人番号カード」は券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等が記載・表示されるとともに、これらの事項等が記録されたICチップがカード内に収容されているICカードです。

### (3)マイナンバーの使用例

平成28年1月以降、以下のような諸手続きにおいてマイナンバーを提示・記載することが必要になります。

【個人の場合】厚生年金の裁定請求の際に年金事務所に提示

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村に提示

【事業者の場合】従業員等から提供を受けたマイナンバーを源泉徴収票に記載

商先業者や金商業者は顧客から提供を受けたマイナンバーを法定調書等に記載など

1

# マイナンバー制度への対応のポイント

## 2:商先業者はどのような場面でマイナンバーを使うのか。

平成28年1月以降、商先業者の業務においても、以下の書類を提出する際に関係する者のマイナンバー記載することが必要になります。

### (1)「先物取引に関する支払調書」

税務署に提出する「先物取引に関する支払調書」に委託者のマイナンバーを記載します。

### (2)健康保険・厚生年金保険・雇用保険の資格取得(喪失)届

健康保険の被扶養者(異動)届など

社会保険の標記の届出書に役員・従業員のマイナンバーを記載します。

### (3)給与所得・退職所得の源泉徴収票

税務署・市区町村に提出する給与所得や退職所得の「源泉徴収票」に役員・従業員のマイナンバーを記載します。

### (4)謝金等の「支払調書」

税務署に提出する講演料・原稿料の「支払調書」にセミナー講師やコラム等執筆者のマイナンバーを記載します。

2

# マイナンバー制度への対応のポイント

## 3:いつまでにマイナンバーの提供を受けなければならないか。

### (1) 委託者のマイナンバー

「先物取引に関する支払調書」に記載するため、以下の日までに委託者からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

#### (ア) 平成28年1月1日以後に口座開設した委託者

原則: 口座開設時

遅くとも 先物取引に係る支払調書の提出の時まで

円滑な事務処理の観点から、口座開設時に使う本人確認と同時にマイナンバーの提供を受けることが望ましいですが、それができなかった場合には、当該調書を税務署長あてに提出する時(毎月提出する場合は平成28年1月分を提出する時、1年分をまとめて提出する場合は平成28年分を提出する時)までに提供を受けることができます。

#### (イ) 平成28年1月1日以前に、口座開設した顧客の場合

平成31年1月1日以降最初に差金等決済する日まで

「先物取引に関する支払調書」「金地金等の譲渡の対価の支払調書」など一部の法定調書については、マイナンバー制度の施行日から3年経過した日である平成31年1月1日以降に提出するものからマイナンバーを記載すればよいとされています。

なお、マイナンバーの記載に関して猶予規定が設けられている法定調書については以下をご参照下さい。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/besshi.htm>

3

# マイナンバー制度への対応のポイント

## 3:いつまでにマイナンバーの提供を受けなければならないか。

### (2) 役員及び従業員のマイナンバー

平成28年1月1日以降に提出する社会保険に係る資格取得届・資格喪失届、健康保険被扶養者届、給与所得の源泉徴収票などに記載するため、その作成時までに役員及び従業員からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

### (3) セミナー講師、コラム等執筆者のマイナンバー

平成28年1月1日以降に支払った講演料・原稿料の支払調書に記載するため、その作成時までにセミナー講師やコラム等執筆者からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

以上

4

あります。これは、事業者から郵送する場合に対する回答ではありますが、事業者において、適切な方法を判断していただくものと解されます。

平成27年8月24日

## 会員各 位

日本商品先物振興協会

### 「マイナンバー制度」に関する照会事項

マイナンバー制度に関して、本会員から質問のあった事項について国税庁の担当課に照会したところ、以下の通り回答を得たのでお知らせいたします。

Q1：適合性審査の段階における番号の取得について  
商品先物取引業者は顧客と基本契約を締結する前に、当該顧客が商品先物取引を行うに足る知識・経験・財産の状況等を有しているかを業者が確認する「適合性審査」を行うことが義務付けられていて、商先業者は顧客に対して住所・氏名・年齢・職業・収入・保有資産の状況・金融商品の取引経験等について情報提供を求め、適合性を有すると認められた顧客との間で口座開設等の基本契約締結に関する事務を実施するのが一般的であるところ、内閣府作成資料によると個人番号を取得する時期について「法定調書等を行政機関に提出する時まで」との記載がある。これに連連して、顧客との間の各種書類の円滑かつ効率的な授受の観点から、適合性を有すると認められた顧客との契約締結事務の際に個人番号も併せて提供を受けることとしたい。  
平成27年10月に施行予定の番号法第19条第3号や同法第12条の規定によれば、上記のように差金等決済が生じない段階で個人番号の提供を顧客に求めることは関係法上問題ないとされるが、そのような理解でよいか。

A1：解釈については、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」といいます。）の判断になるかと思いますが、委員会作成の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」といいます。）の24頁に提供を求める時期として、「本人との契約関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想された時点で個人番号の提供を求めることが可能であると解される」とされています。

Q2：インターネット取引に関する口座開設における個人番号の取得について  
インターネット取引に関する口座開設では郵送など非対面で個人番号を取得するが、その際に、（顧客から）書留などの比較的安全性の高い方法によって取得するか普通郵便を利用するか等の取得の方法は各事業者が適宜判断することとがわないのであります。

A2：こちらにても、委員会の判断になるとと思われますが、ガイドラインのハーフリックコメントで、事業者から源泉徴収票を郵送する場合についての質問に対する委員会の回答があり、「電子媒体又は書類等を持ち出す際の安全な方策の例として、追跡可能な移送手段を挙げています。移送する特定個人情報の特性等に応じて適切な移送手段を選択してください。」とあります。ガイドラインのQ3-14-2において、「事業者には、安全管理措置（番号法第12条等）を講ずる義務が課せられていますので、個人番号及び特定個人情報が漏洩しないよう、適切な外部事業者の選択、安全な配達方法の指定等の措置を講ずる必要があります。（平成27年4月追加）」と

Q3：既に本人確認が完了している既存顧客に対する再度の本人確認の必要性について  
取引開始後一定期間にわたって取引を休止していた顧客、又は未取引だが口座開設書類等の取得時にすでに本人確認を完了している顧客等から個人番号を取得する場合、『マイナンバー社会保障・税番号制度 内閣官房HPよくある質問【FAQ】21頁 A4-3-4』では「マイナンバーの提供を受けた都度、本人確認を行う必要があります。」との記載があるが、番号法以外の法令に基づく本人確認が完了している既存顧客から事後的に個人番号を取得しようとする時にも再度本人確認を行わなければならないのか。

A3：番号の提供を受ける都度、本人確認を行いう必要があります。これは、以前に本人確認を行っていたとしても個人番号の提供を受ける場合には、からためてその個人番号の提供をがその番号の本人であるのか、また、提供を受ける番号が正しい番号であるのかの確認が必要とされているからです。

Q4：実存確認として利用できる書面等について  
犯収法における本人確認書類では、各種健康保険証・国民年金手帳等の顔写真が貼付されている書類について2つ以上が必要となります。顔写真が貼付されない場合は、番号法においては、顔写真が貼付されない書類の場合は2つ以上でなければ身元確認の書類としては不十分であると理解してよいのか。

A4：ご理解のとおりです。  
Q5：利用目的について  
個人番号の提供を求める際に利用目的を記載した書類を顧客に対して交付すること等の他に、利用目的をホームページに掲示させる必要があるか。

A5：こちらにても委員会の判断になるかと思いますが、利用目的の明示の方法については、個人情報保護法及び番号法において規定されていませんので、あらかじめ本人に利用目的の明示が行われるのであれば、別途ホームページに提示しなくてよいと解されます。

Q6：個人番号を提供しない顧客への対応について  
事業者側が定めた期限までに個人番号を提供しない顧客に対して取引を制限する等の社内規程を作成し、それに基づいて顧客に対応することは可能か。  
A6：関係法令でそのような規定がないのであれば、取引を制限することまでは考えておりません。国税庁としては、できる限り個人番号を提供いただけよう努めいただき、それでもなお、提供を受けられない場合には、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいていただきたいと考えています。

これは、特定個人情報保護の観点からも記録を残しておくことで、個人番号カードの写しなどの提供を受けないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが明確になるので、事業者の皆様にお願いしているものです。

- Q7：個人番号の保存年限について
- (1) 支払調書再作成に備えるために提出した支払調書データについては、税務署が然るべき理由をもって、過去3年まで遡って支払調書の再作成を依頼してくることがあるが、処理対象となつた顧客が既に取引を終了したこと等の理由によりその個人番号を廃棄処理してしまうこと、再作成処理する支払調書には個人番号の記録を追加することができない。再作成処理を求められる可能性を考えると個人番号は支払調書作成後最低でも3年間保持しておいた方がいいように考えられるが、関係法令上それで問題はないか。
  - (2) 所得税法上で商品先物取引業者等は差金等決済をする者に対する本人確認するところが義務付けられており、確認のために受領した書面等については「当該帳簿の開鎖日の日属する年の翌年から5年間保存しなければならない（所得税法施行規則第81条の36第9項）」となっているが、個人番号の取扱についても本人確認書類と同様に5年間と考えてよいのか。

A7(1)：こちらについても委員会の判断になるかと思いますが、ガイドラインのFAQのQ6-4-2では、「支払調書を正しく作成して提出したかを確認するために支払調書の控えを保管すること」は、個人番号関係事務の一環として認められます。支払調書の控えを保管する期間については、確認の必要性及び特定個人情報の保有に係る安全性を勘案し、事業者において判断してください。なお、税務における更正決定等の期間制限に鑑みると、保管できる期間は最長でも7年が限度であると考えられます。（平成27年4月追加）

A7(2)：こちらについても委員会の判断になるかと思いますが、税法上、保存期間が定められている書類については、それによることとなり、当該書類に個人番号が記載されている場合はその期間は保存しなければなりませんが、番号法上、個人番号及び本人確認書類の保存期間については規定されていないため、税法の規定や保管の必要性、保有に係る安全性を総合勘案し、事業者において判断していただくことになります。

- Q8：個人番号の保管・管理について
- 顧客等から取得した個人番号及び本人確認の書類の保管・管理を行う部署は、個人番号関係事務を処理する者が所属する部署でなければなりません。社内規則等で保管・管理部署を定めたり、アクセス制限等を定めれば出来るのか。
- A8：こちらについても委員会の判断になるかと思いますが、ガイドラインのFAQのQ19-1において「個人番号関係事務に関連する一連の業務の中で、個人番号関係事務と他の事務を区別し、個人番号関係事務実施者を限定する必要があります。事業者が適切に『事務の範囲の明確化』、『事務取扱担当者の明確化』を行った上で、その明確化した事務・担当者の範囲を超えて個人番号の利用等ができるようアクセス制御等を行い、必要かつ適切な監督・教育を行えば十分であるという趣旨です。」とあります。

Q9：個人番号の廃棄について

廃棄作業を行うまでの期間について、「毎年度末に廃棄を行う等、・・・事務の効率等を勘案し、事業者において判断してください（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに関するQ&A 13頁 A6-5」とあるが、各事業者が任意に保存期間を定めることが出来るのか。

A9：こちらについても委員会の判断になるかと思いますが、適正な期間を事業者において判断しただくことになるかと解されます。

Q10：シェレッダーによる個人番号の廃棄について

『別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに関するQ&A 17頁 15：物理的安全管理措置 A15-3』において、復元不可能な程度に細断可能なシェレッダーなどしているが、シェレッダーによる裁断で廃棄する場合に具体的な幅（裁断された大きさ）などに関する基準はあるか。

A10：こちらについても委員会の判断になるかと思いますが、特に基準が設けられていると聞いたことはありません。

Q11：支払調書データに含まれる法人データについて

商品先物取引業者のシステムの都合上、支払調書データの中に個人顧客のデータと共に、税務当局への報告対象でない法人顧客のデータも含まれているが、そのようなデータを提出しても税法上問題ないか。

A11：税法上提出義務のない支払調書については、法人番号も含めて、提出の必要はありませんので、税法の規定に従ってください。

Q12：法人番号の取得について

法人である顧客に関しては支払調書の作成が不要なため、法人番号を取得する必要はないと思われるが、仮に取得することとした場合、当該法人顧客に通告することなくインターネット上で公示されている法人番号一覧表から取得して構わぬか。

A12：法人番号を取得する必要がある場合には、正しい法人番号の記載をするために、支払を受ける法人から法人番号の提供を受ける必要があると考えます。

以上

# 商品先物取引業者とお取引をされるお客様は マイナンバーの提示が必要です。

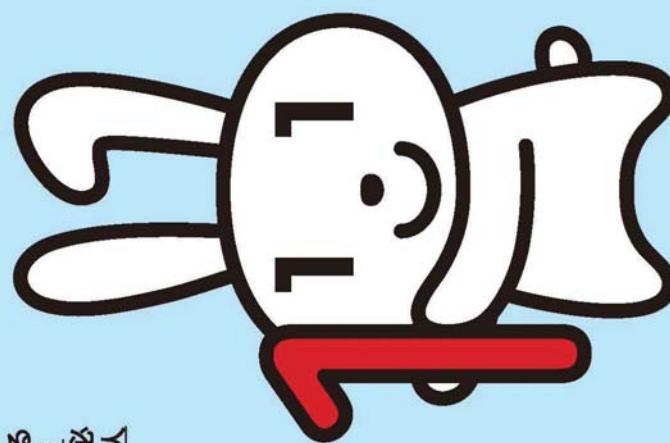


よくあるご質問

# マイナンバー 提示のお願い

投資家の  
みなさまへ

平成 28 年 1 月より商品先物取引をされる個人のお客様はマイナンバー（個人番号）を商品先物取引業者に提示していただく必要があります。また、法人のお客様も法人番号のご提示が必要となります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

マイナンバーとは住民登録をされる全ての個人の方に対し、市区町村から通知される 12 桁の番号です。法人番号は、国税庁から通知される 13 桁の番号です。

日本商品先物取引協会

日本商品先物振興協会



日本商品先物振興協会

日本商品先物取引協会

\*本リーフレットは平成 27 年 9 月時点の情報に基づいています。

- Q マイナンバーはいつ商品先物取引業者に提示しなければなりませんか？**
- A** 平成 28 年 1 月 1 日以降に新たに商品先物取引業者とお取引をされるお客様は、「契約締結時」にマイナンバーを商品先物取引業者に提示していただく必要があります。また、平成 27 年 12 月 31 日以前からお取引をされているお客様もマイナンバーを提示していただく必要があります。法人のお客様には法人番号のご提示をお願いします。
- Q マイナンバーを商品先物取引業者に提示するときは、どのような手続きが必要ですか？**
- A** 商品先物取引業者の所定の用紙にマイナンバーを記入していただくとともに、以下の個人確認書類をご提示いただきます。
- (1) 個人番号カードをお持ちの場合 個人番号カード
  - (2) 個人番号カード（又は個人番号が記載された住民票の写し）+ 運転免許証、パスポート等 通知カード
- \*マイナンバーの提示手続きは商品先物取引業者によって異なることがあります。
- Q 商品先物取引業者はマイナンバーを何に使用するのですか？**
- A** お客様のマイナンバーは、お客様が行った商品先物取引に關して、所得税法に基づき商品先物取引業者が税務署に提出する支払調書に記載することになります。
- \*マイナンバーは法で定められた行政手続き以外に使用したり、他人に提供することは禁じられています。
- Q 商品先物取引業者はマイナンバーをどのように管理するのですか？**
- A** 商品先物取引業者は、お客様から提示を受けたマイナンバーについて厳格な管理体制を整備することができます。例えば、マイナンバーの取扱担当者を限定する、あるいはマイナンバーのデータを管理する部署への入退室やシステムへのアクセスを制御するなどの管理措置を講じます。
- Q マイナンバー制度についてわからぬことがあります、どこに聞けばいいのですか？**
- A** マイナンバー制度に関するご質問等は、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。マイナンバー コールセンター **0570-20-0178**